

## 序章 調査の概要

### 〈調査の背景〉

少子高齢化とともに経済のグローバル化が進展し、人の国際移動も今後一層、活発化していくことが見込まれる。こうした状況をふまえ、厚生労働省より、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカにおける外国人労働者の状況について調査をするよう、当機構に要請があった。本報告書はその内容を取りまとめたものである。

### 〈調査項目と調査手法〉

調査項目は大きくふたつに分かれている。ひとつは「外国人労働者の受け入れ施策の概要及び受け入れ状況」であり、もうひとつは「外国人労働者の受け入れの影響」である。特に後者について言えば、経済・財政への影響、社会保障制度への影響、公共サービスへの影響、その他、について、各国における議論といくつかの研究機関で実施された調査研究の結果を中心に取りまとめている。

調査手法は、各国の文献、資料、統計データ等を収集し調査し、項目ごとに整理した。

### 〈調査概要〉

ひとつめの調査項目である「外国人労働者の受け入れ施策の概要及び受け入れ状況」については、外国人労働者の受け入れ施策についての背景や歴史的変遷を、また、制度概要、受け入れ状況、流出入状況等については、各国の最新の情報及びデータを収集し整理した。更に、最近の制度改正についても紹介している。

もうひとつの調査項目である「外国人労働者の受け入れの影響」では、外国人労働者の受け入れの影響について、特にそのコストがどのくらいなのかについて、各国における議論を調査している。

結論から先に言えば、外国人労働者の受け入れに伴い発生する社会的コストが実際にいくらになるのかを算出することは非常に難しい。というのも、外国人労働者の受け入れに伴う社会的コストを検討する場合、社会的コストとして認識する項目や範囲について客観的に定めたり、概ね合意されているものがないため、分析する者の見方によって、その結論が異なるものになってしまうからである。本調査では、各国の様々な機関が外国人労働者の受け入れによる影響について実施した研究結果について調べているが、それらの結論も、やはり、それぞれの機関がどのような範囲で社会的コストを認識したかに応じて異なる傾向にある。

その他にも、外国人労働者の受け入れによる影響を考える場合、様々な視点が影響を及ぼすことになる。例えば、「高度人材か低技能労働者かという視点」「(ヨーロッパで言えば)EU域内の外国人労働者か域外のそれかという視点」「短期的な影響を見るか中長期的な影響を見るかによる視点」「その時々々の景気の違いによる視点」、その他、地域社会における実際

の生活を通した市民の体感面からの視点も影響するであろう。

以上のように、「外国人労働者の受け入れの影響」は、簡単にひとつの結論に達しないものではあるが、本報告書においては、いくつかの研究機関がそれぞれの立場で考察したものについてとりまとめている。ただ、それらの中でも概ね共通することとして言えることがあるとすれば、次のとおりである。

外国人労働者による経済への影響は、納税等によってプラスの影響はある。ただし、外国人の社会保障費を始めとした社会的支出水準がどのくらいなのか、それを差し引けばプラスになるのかマイナスになるのか——という条件による違いや結論の変更は残ることになる。

また、社会的支出についても、それをどのように計算するのか。どこまでをそれに含めるのか。例えば、治安維持に係るコストも含めるのか、といったことでも計算の結果は異なるものになるだろう。更に、外国人が国内労働者との代替を引き起こすならば、そのマイナスの影響はどこまで大きくなるのか、という問題にもなる。

外国人労働者は、各国のその時々々の経済情勢や雇用・労働環境に応じて受け入れられてきた。各国とも、当初は受け入れを推進する確固たる理由があり、結果として短期的には経済的な利益をもたらしたともみられるが、その後の経済情勢の変化等によってこの状況は急速に転換している。また、滞在が長期に及ぶ場合、むしろ受け入れ国の社会保障や公共サービスにとってコストとなり得るほか、国内労働者にも直接・間接の影響が及び、さらにはその影響は簡単には解決できない、といった可能性が各国の状況からは示唆される。

しかし、こうした影響が誰にとって、どの程度の時間的なスパンに関して、また何によって測られるかなど、共通の判断軸が定めにくいことから、外国人労働者の受け入れによる影響を、中立的・客観的に検討することは非常に難しい。この点を認識したうえで、本報告書の各章の後半部分では、各国において様々な研究機関が受け入れの影響について実施した研究について、その概要、論旨、結論をまとめている。

本報告書では、第1章から第4章を、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカの4カ国の国別の章立てとしている。各章は、第1節で「外国人受け入れ施策の概要及び受け入れ状況」、第2節で「外国人労働者の受け入れの影響」、第3節で「地方自治体の事例」（フランスを除く）をとりまとめている。

## 第1章 イギリス

### 第1節 外国人労働者の受け入れ施策の概要、受け入れ状況

#### 1. 背景

イギリスでは従来、労働許可制を中心に外国人労働者の受け入れを行っていたが、長期の景気拡大を背景とする人材不足（IT、保健・医療分野など）の深刻化を受けて、政府は1990年代末～2000年代前半に外国人労働者受け入れの積極化に踏み切った。経済に貢献する専門技術を持つ者に門戸を開放、未熟練外国人を受け入れ不可とする基本方針のもと、2000年前後に労働許可証に係る資格水準の要件を緩和したほか、2001年末には高度技術者向け受け入れスキーム（Highly Skilled Migration Programme：HSMP）を導入した。HSMPは、雇用の有無を条件とせず、申請者の資格や過去の収入等に基づくポイントで受け入れの可否を判断した（図表1-1参照）。

図表1-1 ポイント制以前の外国人受け入れ制度

①労働許可等によるもの	ビジネス・商務 職業訓練・研修スキーム 芸能・スポーツ インターンシップ その他（サービスの貿易に関する一般協定など） 業種別スキーム（Sector Based Scheme）
②労働許可以外の就労制度によるもの	ビジネス・ケース・ユニット（経営者、自営業者、投資家など） ワーキングホリデー（Youth Exchange Scheme） オペア（住み込み家事手伝い） 留学生 その他のスキーム（科学・工学科目修了者スキーム等） 高度技術者向けプログラム（HSMP） 季節農業労働者スキーム
③労働者登録制度	2004年のEU新規加盟国（東欧8カ国）の労働者が被用者として就労する場合の登録制度

出所：労働政策研究・研修機構編（2006）

また、2004年のEU拡大に際して、東欧諸国（EU8）からの労働者の就労を原則自由化、被用者については労働者登録制度を適用した。結果として、2009年まで年間20万人前後が流入し、多くが農業、宿泊業、製造業、食品加工などの単純労働に従事したとみられる。しかし、これと前後して経済成長には陰りが見え始め、雇用状況が徐々に悪化するにつれ、外国人労働者の受け入れへの風当たりが強まった。彼らがより安い賃金で働くことによってイギリス人の雇用を奪っているとの主張や、イギリスの社会保障や医療制度への寄生、また教育、住宅など公共サービスへの圧迫が言われるようになった。さらに、2007年に始まる金融危機

の経済・雇用への悪影響により、この種の論調はさらに強まった<sup>1</sup>。

外国人の流入は、人口構成にも影響を及ぼしている。統計局が2012年12月に公表したイングランド及びウェールズに関する2011年センサスの結果によれば、2001年以降の人口増370万人のうち、210万人分（55%）が外国人の流入によるものであった。国内に居住する外国出生者数は750万人と人口の13%に相当し、うち約半数の380万人が過去10年間にイギリスに流入している。国別には、インドやパキスタン（69万4,000人と48万2,000人、いずれも2001年から1.5倍増加）など従来から在留者数が多い国に加えて、ポーランド出身者が2001年からほぼ10倍（57万9,000人）に増加した。外国出生者の過半数はロンドン及びイングランド南東部に集中しているが<sup>2</sup>、その他の地域でも、都市を中心に外国人が急速に増加する自治体が出ているという。

多くの国民が外国人の増加に懸念を示している。社会調査センター（NatCen）による意識調査British Social Attitudes Surveyの2013年調査の結果によれば、外国人の流入は「経済的に悪影響を及ぼす」との回答が47%（「良い影響」は31%）、「文化的に悪影響を及ぼす」との回答が45%（同35%）を占める。悪影響との回答は、社会階層・教育水準の低い層、あるいは年齢の高い層で比率が高く、こうした人々が外国人の流入に対する不安感をより強く感じているといえる<sup>3</sup>。

こうした状況をうけて、政府は域外からの外国人受け入れに関する引き締め策として、ポイント制（Point Based System）を2008年から導入した。従来の雑多なスキームを5階層に整理し、審査基準の明確化、手続きの簡素化（入国・就労許可の一体化など）がはかられた（図表1-2参照）。旧制度との対応関係は、およそ以下のとおりである。

- －旧HSMP相当の高度人材、起業家、投資家などの受け入れ→第1階層
- －労働許可制による専門技術者・企業内異動労働者の受け入れ→第2階層
- －スポーツ関連や若者向けの交流プログラムなど、短期労働者→第5階層
- －留学生→第4階層

なお、単純労働者に対応する第3階層は、設計されたものの1度も使われていない（東欧諸国からの単純労働者の供給拡大のため）。

<sup>1</sup> こうした言説は必ずしも全てが十分な根拠や分析に裏打ちされたものではなかったが、それでも国民の印象に少なからず影響を及ぼしたと見られる。調査会社 Ipsos-Mori は、この10年間の意識調査において、とりわけ2004年と2007年のEU拡大の時期に、外国人問題が経済・失業に次いでイギリスの直面する重要な問題として認識されるに至ったとしている。調査は、「イギリスが」直面する重要な問題と、「あなた及び家族が」直面する重要な問題を別に尋ねており、前者では外国人・人種問題が上位にあるが、後者では相対的に低く、必ずしもこうした問題に直接直面しているわけではないことが窺える。なお、同調査は継続的に行われているが、外国人問題は2000年代初頭から徐々に上位に浮上してきた。

<sup>2</sup> 人口に占める外国出生者比率は、ロンドンで2001年の27%から37%に、イングランド南東部では8%から12%に上昇した。この間、ロンドンではおよそ100万人、南東部では40万人、それぞれ外国出生者が増加している。また現地メディアは、センサスが提供する地域毎の白人イギリス人比率に関する集計結果を受けて、ロンドンでは2001年の58%から2011年には45%と過半数を割り込んだことを大きく報じた（イングランド及びウェールズ全体では87%から80%に減少）。

<sup>3</sup> Ford and Heath (2014)

図表1-2 ポイント制における外国人の分類

階層	対象	カテゴリー
第1階層	高度技術者 経済発展に貢献する高度なスキルを持つ者(科学者、企業家など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例外的才能</li> <li>・ 学卒起業家</li> <li>・ 起業家</li> <li>・ 一般 (2011受け入れ停止)</li> <li>・ 投資家</li> <li>・ 就学後就労 (2012廃止)</li> </ul>
第2階層	専門技術者 国内で不足している技能を持つ者(看護師、教員、エンジニアなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般</li> <li>・ 運動選手</li> <li>・ 企業内異動</li> <li>・ 宗教家</li> </ul>
第3階層	単純労働者 技能職種の不足に応じて人数を制限して入国する者(建設労働者など)	(停止中)
第4階層	学生	学生
第5階層	他の短期労働者、若者交流プログラム等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期労働者</li> <li>・ クリエイティブ・スポーツ、非営利、宗教活動、政府の交換制度、国際協定、若者交流プログラム</li> </ul>

出所：労働政策研究・研修機構編（2013）

## 2. 制度概要

2010年に成立した連立政権は、外国人の流入数を抑制する方針を打ち出し、外国人受け入れ制度にも様々な修正が加えられている。その一環として、2010年7月には、ポイント制における域外からの主要な受け入れルートであった第1階層、第2階層の各「一般」カテゴリーに、暫定的数量制限を導入、以降第2階層については年間20,700件の上限が維持されている（2014年度も継続）。また、資格要件の引き上げやスキームの廃止などを次々と実施した。

加えて、ポイント制導入に前後して急速に拡大している就学目的の外国人の中にも、実際には就労を目的に入国している者が含まれるとの見方から、就学ビザに関する要件（参加予定のコースのレベル等）の引き上げや、教育機関に対する取り締まりの強化（不正な教育機関に対しては受け入れ先としてのライセンスを停止）を行っている。以下、各階層について簡単に内容をみていく。

### （1）第1階層：高度技術者

事前に国内で雇用が確保されていることを要件とせず、教育資格や収入等により入国の可否を判断する。「一般」カテゴリーの要件（図表1-3参照）は、従来から実施されていた高度技術者向け受け入れプログラム（HSMP）に大きくは対応しているが、旧制度でポイントの比重が高かった「職務経験」「就業希望分野での業績」は要件から除外された。また、「就学後就労」カテゴリーを設置し、高等教育修了後の留学生（第4階層）に卒業後2年間の求職を目的とする滞在を許可した。

2009年の導入以降、2011年には「一般」カテゴリーの新規受け入れを停止している（既に同カテゴリーで入国している者の滞在延長、一部の他カテゴリーからの転換は2018年まで可能）。また2012年には、「就学後就労」カテゴリーが廃止となり（第2階層への転換は可能）、新たに「学卒起業家」カテゴリー（高等教育修了者のうち、起業を予定しており、これに関



する大学等からの推薦がある場合)が導入されている。このほか、「起業家」「投資家」の各カテゴリーには、相応額の資金保有などが要件化されている。

図表1-3 第1階層「一般」カテゴリーの資格要件

○ポイント要件	
・属性（合計75ポイント以上）	
－教育資格（学士30、修士35、博士50）	30～50
－過去の収入（1万6000ポンド～4万ポンド超まで）	5～45
－英国における経験（過去に1万6000ポンドの収入）	5
－年齢（28歳未満20、28～29歳10、30～31歳5）	5～20
・英語能力	10
・自身（及び被扶養者）の生活を維持する資金がある	10
○更新・永住	
・滞在延長・他カテゴリーからの転換の滞在許可は最長3年	
・延長申請にはより高い収入基準（2万5000ポンド～）、収入が15万ポンド以上の場合には他の項目は不問	
・他カテゴリーからの転換の場合、旧制度のHSMP、自営弁護士またはライター・作曲家・アーティストビザからのみ可能	
・滞在期間5年で永住権の申請が可能	
○その他	
・新規申請の受け付けは停止、滞在延長及び扶養ルートは継続。ただし、滞在延長は2015年、永住権の申請は2018年には停止予定。	

出所：労働政策研究・研修機構編（2013）、UK Visas & Immigration（2014）“Tier 1 (General) of the Points Based System – Policy Guidance”

## （２）第２階層：専門技術者

ポイント制開始に先立って、雇用主に外国人の受け入れ先（スポンサー）としてのライセンス制度を導入している。「労働市場テスト」（ジョブセンター・プラス（公共職業紹介機関）などでの４週間の求人広告－後述）を経るか、または政府の諮問機関Migration Advisory Committee（MAC）<sup>4</sup>が作成する「労働力不足職種」に該当する場合のみ、受け入れ証明（certificate of sponsorship）の取得を認める。受け入れ対象の外国人はこれに基づいて入国許可（leave to enter）及び就労許可（tier 2 visa）を申請する。

入国の可否は、職業のレベルや給与水準等により判断されるが、導入以降、これらの要件が引き上げられている。外国人の受け入れを抑制するとの政府の意向を受けて、MACが提言したもので、ポイント制導入当初には、第２階層で受け入れ可能な職務レベルの下限は中等教育修了相当だったが、現在は高等教育修了相当となっている。これに対応して、労働力不足職種リストの職種数も大幅に削減された（介護労働者などを削除）。また、一定期間の滞在後に永住権申請を認めるカテゴリーから「企業内異動」を除外、滞在期間にも年限を設けるなど、定着の抑制もはかられている。

<sup>4</sup> MACは、ポイント制導入に合わせて設置された機関で、研究者によって構成される（大学教員5名、公的機関（技能関連）の研究者1名）。労働力調査や賃金統計などの統計データを元に、労働力不足が生じている職種や、受け入れを認めるべき職務レベル・給与水準などを検討する。併せて、外国人労働者の受け入れによる国内労働市場への影響などの検討も行う。

さらに、2011年4月以降の入国者に対しては、滞在5年後（2016年）に永住権を申請する際、年3万5,000ポンドの給与水準要件が適用される（図表1-4及び1-5参照）。

図表1-4 第2階層「一般」カテゴリーの資格要件

○ポイント要件	
・属性（50ポイント） －受け入れ証明書 以下のいずれかが当てはまる場合 (a)人材不足職種リストに含まれる職種 (b)年15万3500ポンド以上の給与水準の求人 (c)雇用主（スポンサー）が労働市場テストを完了 (d)延長：同一の雇用主の下で就業	30
－適切な給与水準 年2万500ポンド以上	20
・英語能力	10
・自身（及び被扶養者）の生活を維持する資金がある	10
○更新・永住	
・初回申請時の滞在許可・延長とも最長5年、ただし6年を超える滞在は不可 ・滞在期間5年で永住権の申請が可能、ただし2011年4月以降の入国者は年収に条件（3万5000ポンドまたは申請者の職業における実勢額－5年後の2016年に適用開始）	

出所：労働政策研究・研修機構編（2013）、UK Visas & Immigration（2014）“Tier 2 of the Points Based System – Policy Guidance”

図表1-5 第2階層「企業内異動」カテゴリーの資格要件

○ポイント要件	
・属性（50ポイント） －受け入れ証明書 －適切な給与水準	30
(a)長期 4万1000ポンド以上 (b)短期・学卒者訓練プログラム・技術移転（学卒研修） 2万4500ポンド以上（2万4500ポンド未満は0ポイント、ただし旧基準に基づく入国者等の延長申請は除外）	20
・自身（及び被扶養者）の生活を維持する資金がある	10
○更新・永住	
(a)長期：初回申請時の滞在許可・延長とも最長5年、ただし6年を超える滞在は不可（給与額が年15万3500ポンド超の場合は最長9年）、5年を超える延長は不可 (b)短期：初回申請時に最長1年、延長は不可 (c)学卒者訓練プログラム：最長1年 (d)技術移転：6カ月 ・永住権の申請は不可	
○その他 ・最長滞在期間を超えて同一のカテゴリーで申請を行う場合、最後の滞在期間終了から12カ月間あける必要あり（給与額が年15万3500ポンド超の場合を除く）	

### 〈労働市場テスト（resident labour market test）〉

第2階層（一般カテゴリー等）による労働者の受け入れには、適切な職務レベルや給与水準等の基準に加えて、労働市場テストが雇用主に義務付けられている。外国人労働者の受け入れが、国内の労働市場に害を及ぼすことの予防が目的である。

具体的には、国内での採用が不可能であることを証明するため、通常ジョブセンター・プラスの職業紹介ネットワーク及びメディア等で28日間（4週間）の求人広告が義務付けられる。雇用主は、例えば2週間の求人を2回に分けて実施することもできるが、1回の求人が7日間を下回ってはならない。

なお、例外として、求人を行う職種がMACの作成する「労働力不足職種リスト」に該当する場合は、求人の実施が免除される。職業分類（2014年4月現在で32職種）をベースに、各職種においてより詳細な職業名を限定、職種毎に給与水準の下限を設定している。エンジニア、科学者、IT技術者などが中心となっている。

### 〈期限付きの受け入れの場合の出国プロセス、不法労働者への対応〉

上記のとおり、外国人労働者は制度上の区分により滞在・就労可能な期限が設けられており、延長申請の可否等はカテゴリーによって異なる。通常、5年間（第1階層の「投資家」「起業家」は投資状況等により2～5年）の合法的な滞在を経れば、永住権（indefinite leave to remain）の申請が可能となる。滞在期限に達した外国人労働者は、自発的に帰国することが前提となっており、帰国を促す制度（例えば対象者に対する通知、何らかの金銭的メリットを設ける等）はない。期限を超えて滞在する外国人労働者は、入国管理当局による取り締まりの対象となる。なお、入国時の滞在許可の期間が6カ月を超える（か、入国後に滞在許可のカテゴリーを転換する）場合、外国人労働者には入国等から7日以内に地元警察に登録することが義務付けられている<sup>5</sup>。

域外からの外国人労働者を雇用する雇用主には、ライセンス制度が設けられている。受け入れ先（sponsor）として認可された雇用主は、域外の外国人労働者の受け入れに関して受け入れ証明（番号）を取得し、これが当該外国人の滞在許可の申請に用いられる。一方、雇用主が既に国内に滞在している外国人を雇い入れる際には、滞在・就労資格のチェックを行うことが義務付けられている。外国人を違法に雇用している（違法な手段による入国者や、期限を超えて滞在している者、就労が認められていないか、労働時間の上限を超えて就労している者等）とみなされた場合、雇用主にはこうした労働者一人につき最高2万ポンドの罰金が科される<sup>6</sup>ほか、ライセンスを保有している場合はこれを一時停止<sup>7</sup>または剥奪されるとともに、違反雇用主として公表される場合がある。また、違法労働者と分かっている雇用した場合には刑事罰（最長2年間の懲役及び上限規定のない罰金）の対象となる可能性がある。

<sup>5</sup> 登録するよう通告された場合、対応を怠れば5000ポンドの罰金と6カ月の拘留を科される可能性がある。  
(<https://www.gov.uk/register-with-the-police>)

<sup>6</sup> 雇用主には、罰金の通告に対して異議申し立てを行うことができるが、通告から28日以内に行わなければならない。

<sup>7</sup> A級（A-rated）からB級に格下げとなる。改めてスポンサー申請の料金1,500ポンドを支払うとともに、改善計画の実施によりA級に再度回復されるまで、受け入れは禁止。



### (3) 制度改革・最近の動向等

ポイント制の受け入れ要件の厳格化を通じて、EEA域外からの外国人流入の抑制をはかる一方で、近年拡大している（次項参照）EEA域内諸国からの外国人の流入については、移動の自由に関する原則から、抑制策を講じにくい状況にある。特に、2007年にEUに加盟したルーマニア及びブルガリアについて、移行措置として認められていた就労制限の年限が終了し、2014年1月から域内他国での就労が自由化された。政府は域内からの外国人に対して社会保障給付の受給資格を制限するなどの方策により、流入抑制を図っている。また現地メディアによれば、内務省は非公開の報告書において、EU出身者に対して年間7万5,000人の数量制限を設定するプランを検討しているともいわれる<sup>8</sup>。

### 3. 受け入れ状況

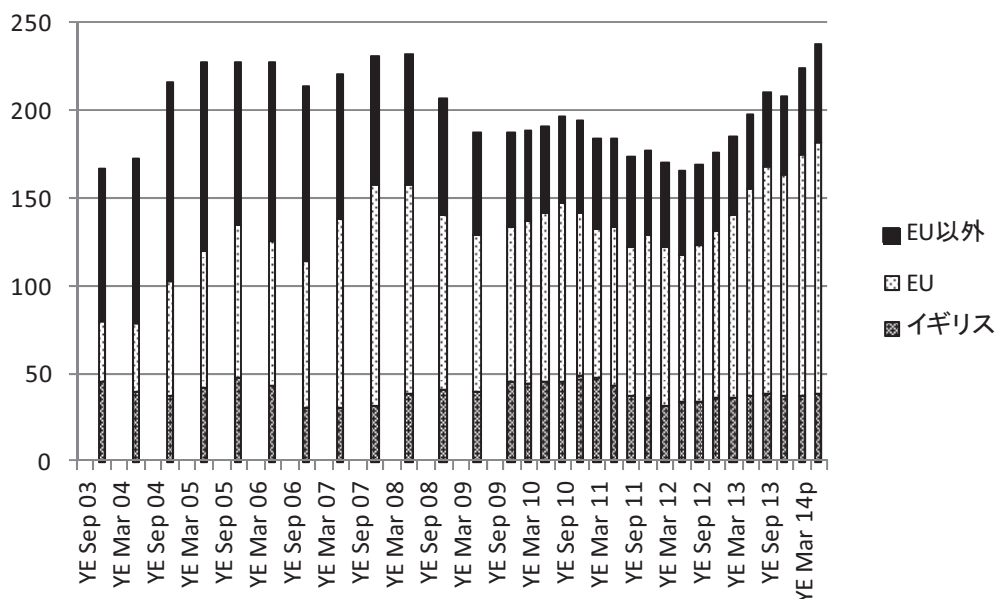
統計データからは、1年以上の滞在（予定）者の国籍に基づく出身地域別の流出入状況を把握することが可能である（図表1-6参照）。これによれば、域外からの流入数は2004年をピークに急速な減少が見られた。また、域内他国からの流入数は、2008年の経済危機を契機に減少が見られたものの、近年は急速な増加傾向に転じている。一方、流出数についても、2008年まで増加が見られるが、これは、主にイギリス人と域内からの外国人労働者の流出によるものと考えられる。

---

<sup>8</sup> この報道を受けて、欧州委はもとより、連立政権のパートナーである自由民主党も、EU法違反であるとして政府を強く批判している。

図表1-6 就労目的のイギリス人・外国人の流出入数の推移

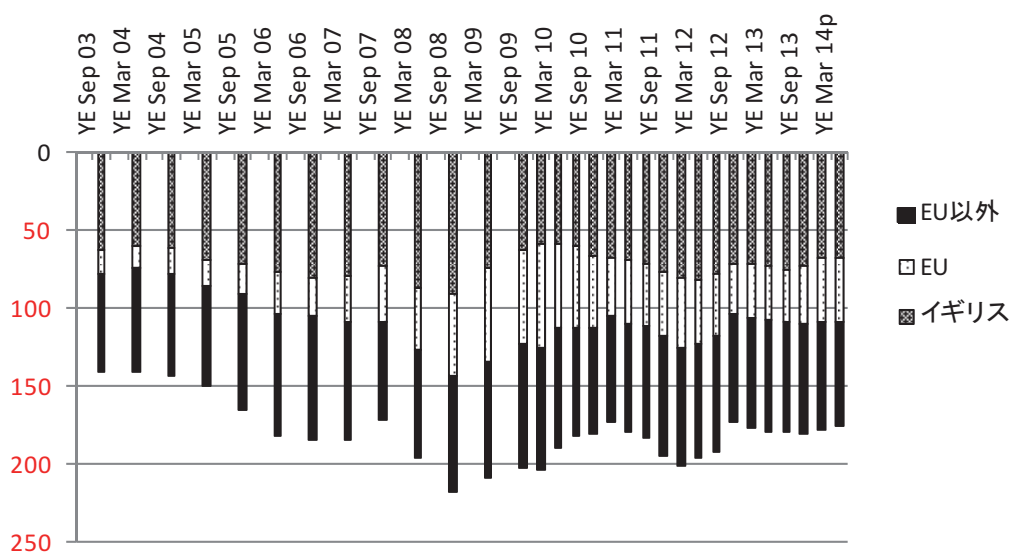
## (a) 流入数 (千人)



注：1年以上の滞在（予定）者に関する推計。各期のデータは直近12カ月のもの。

出所：Office for National Statistics 'Migration Statistics Quarterly Report - May 2014'

## (b) 流出数 (千人)

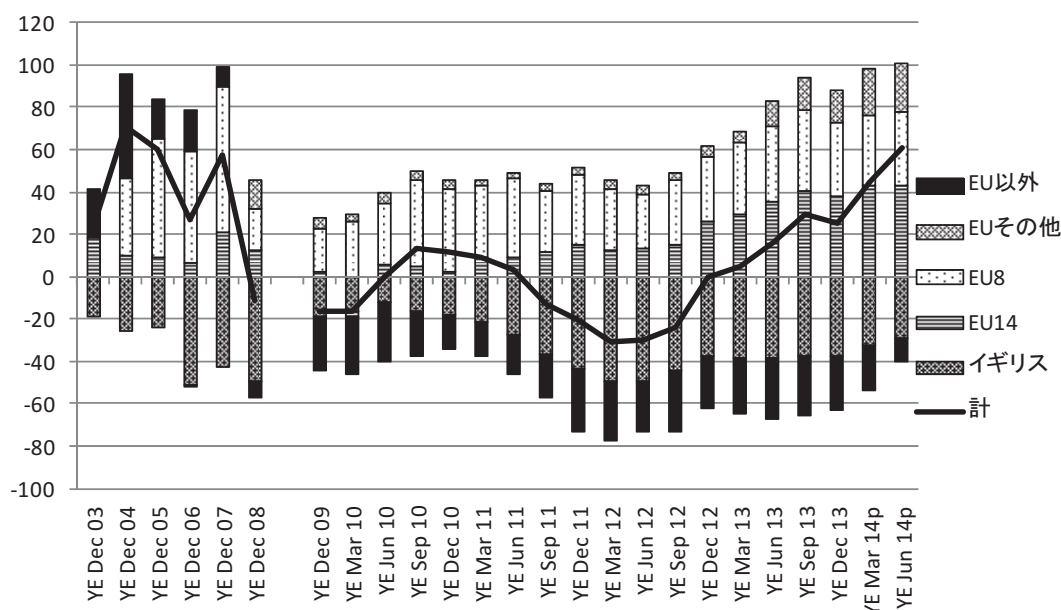


出所：同上

純流入数（流入数から流出数を差し引いたもの）は、2008年を境に域外からの労働者の流入数が減少したことに伴ってマイナスに転じ、イギリス人及び域外労働者の流出超過が続いている。一方、前後してEUからの労働者の流入が拡大、2008年以降も流出数を上回って増

加が続いている（図表1-7参照）。近年の増加は、新規EU加盟国（EU8）からの継続的な流入超過に加え、旧加盟国（EU14）からの流入が増加していることによる。なお、外国人の受け入れを抑制する観点から、政府は2010年に、純流入数を2015年までに年間10万人未満に減らすことを目標として掲げた<sup>9</sup>。しかし、EU加盟国からの流入について拒否出来ないなど、政府の手の及ばないところが大きく、目標の達成は困難とみられていた。直近の2015年2月に公表された純流入数は29万8,000人で、むしろ2010年の水準をおよそ5万人分上回る結果となっている<sup>10</sup>。

図表1-7 就労目的のイギリス人・外国人の地域別純流入数の推移（千人）



出所：同上

国別の労働者の年々の流入状況については、国内で就労・給付申請を行う場合に登録を要する社会保険制度である国民保険の新規登録数に関するデータから推測することができる（図表1-8参照）。2013年度には、前年に続きポーランド人による登録件数が最多となったほか、近年、大きく増加したスペイン、イタリア、ポルトガルなど高失業の南欧諸国からの外国人が上位を占めている。加えて、ルーマニア、ブルガリアからの外国人の登録が大幅に増加している。一方、一昨年まで上位にあったインド、パキスタン人の登録は前年度に続き減少している。

<sup>9</sup> House of Commons Library (2015)。なお、与党保守党は既に2010年の総選挙に先立って、純流入数を10万人未満に削減することを公約に掲げており、連立政権は実質的にこれを引き継いだ。

<sup>10</sup> 'Net migration to UK higher than when coalition took office' The Guardian (26 February 2015) (<http://www.theguardian.com/world/2015/feb/26/net-migration-to-uk-higher-than-when-coalition-took-office>)。

図表1-8 出身国別国民保険新規登録者数（2012・2013年度、上位20位）（千人）

	2012年度	2013年度	対前年比	対前年 増加率
計	562.09	602.50	40.41	7%
EU	385.44	439.45	54.01	14%
EU外	176.24	162.45	-13.79	-8%
ポーランド	91.36	101.93	10.57	12%
ルーマニア	17.82	46.89	29.07	163%
スペイン	45.53	45.62	0.10	0%
イタリア	32.80	41.95	9.15	28%
インド	31.25	28.76	-2.48	-8%
ポルトガル	24.55	27.26	2.71	11%
ハンガリー	24.67	23.62	-1.05	-4%
リトアニア	27.32	22.44	-4.88	-18%
フランス	21.23	22.28	1.06	5%
ブルガリア	10.40	17.75	7.35	71%
アイルランド	15.54	16.37	0.84	5%
パキスタン	16.16	12.09	-4.07	-25%
スロヴァキア	11.48	11.78	0.30	3%
ラトヴィア	13.60	11.30	-2.30	-17%
中国	12.01	11.13	-0.88	-7%
オーストラリア	11.78	10.70	-1.08	-9%
ドイツ	10.95	10.52	-0.43	-4%
ナイジェリア	10.51	10.28	-0.23	-2%
ギリシャ	8.68	9.04	0.37	4%
アメリカ	9.03	8.69	-0.34	-4%

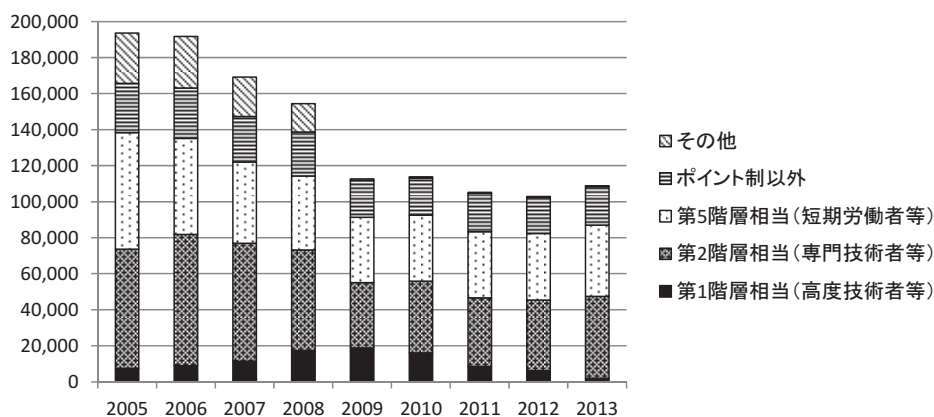
注：各年とも3月までの12カ月間の件数。国民保険は加入者の出入国と連動した制度ではないため、国内に滞在する外国人のストックに関するデータを得ることはできない。

出所：同上

また、域外からの外国人労働者の受け入れに適用されるポイント制における就労関連ビザの年間発行数は、2008年にかけて減少の後、10万人強の水準で推移している（図表1-9参照）。このうち、高度人材に相当する第1階層相当の外国人に対するビザ発行数は、ポイント制導入当初に設けられていた「一般」カテゴリーの新規受け入れが2011年に停止され、また「就学後就労」カテゴリーが2012年に廃止されたことに伴い、急速に減少している（図表1-10参照）。家族の帯同・呼び寄せの許可件数は、主申請者に対するビザ発行数に比して未だに多いが、これも減少傾向にある。

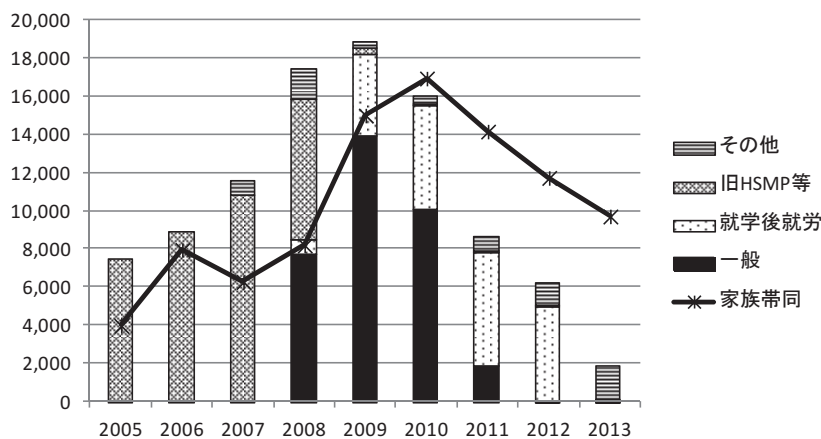
また、専門技術者（skilled worker）相当の第2階層に関するビザ発行数も、ポイント制導入と経済危機が重なった2008年から2009年に大きく減少した。2010年には、「一般」カテゴリーについて数量制限（国外からの新規申請及び既に入国している学生ビザ（第4階層）からの転換に対して適用）が導入されているが、年間発行数の上限（2万700件）を大きく下回る1万件前後で推移している。また、数量制限から除外されている「企業内異動」（多国籍企業による域外からの労働者の派遣）カテゴリーでは、3万件前後で推移した後、2013年には3万3,000件に増加した（図表1-11参照）。

図表1-9 就労関連ビザの発行数（主申請者）



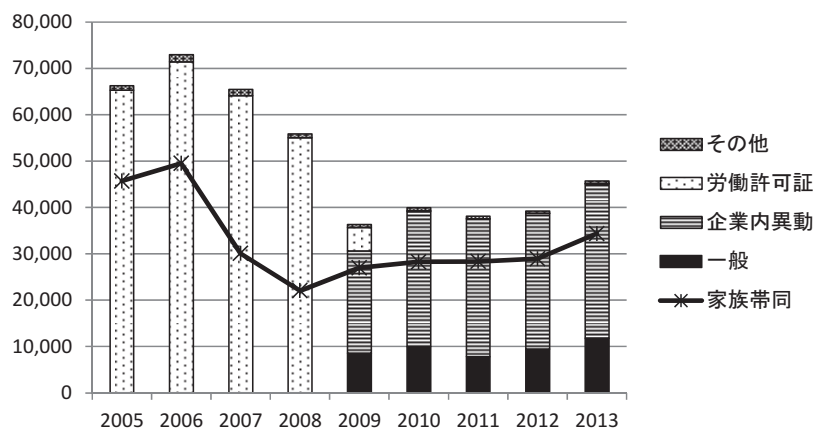
出所：Home Office “Immigration statistics, January to March 2014”

図表1-10 第1階層の各カテゴリーの発行数



出所：同上

図表1-11 第2階層の各カテゴリーの発行数



出所：同上



ただし、高度技術者向けビザの発行数の減少を補う形で、域内からの高度人材が流入しているとの見方もある。Migration Observatoryが2014年7月に公表したレポート<sup>11</sup>によれば、EEA域外及びEU 8からの高学歴・専門的職種の就業者は経済危機以降減少したが、旧加盟国（EU14）からの同等の就業者は大きく増加している。レポートは、外国人流入数の削減に向けた制度変更や、南欧を中心とする高失業を背景に、高度人材の域外からの雇用が困難になったことで、雇用主が域内での採用を促進した可能性を指摘している。

なお、ポイント制導入初期の第1階層及び第2階層による入国者の国内での就労実態について、国境庁が公表しているレポートによれば、第1階層（2010年時点－6月に家族の呼び寄せを申請した者で、独身者は含まれていない）については、専門技術を要する仕事（年間の給与額が2万5,000ポンド超）の従事者が25%、未熟練職種（同2万5,000ポンド未満）が29%、残る46%は給与額・雇用の有無が不明または失業中であった（UK Border Agency (2010)）。また第2階層については、IT部門での受け入れが最多で、大半が企業内異動カテゴリーを通じて入国しているインド人である。このほか、医療・介護部門（労働市場テスト及び人材不足職種による受け入れ）や専門・科学・技術的業務（多くは企業内異動）、金融保険業（同）、教育（労働市場テスト・人材不足職種）などであった（MAC (2009)）。

なお内務省は、イギリス人労働者及びEEA労働者、域外労働者の従事する業種・職種別比率について図表1-12にみるとおり推計している。業種別には、流通・ホテル・レストラン業に従事する外国人労働者の比率が高く、また職種別には、域外労働者では専門職従事者の比率が高いのに対して、EEA労働者では未熟練職種に従事する比率が高くなっている。

こうした状況は、滞在（居住）期間によってどのように異なるのか。統計局が2011年センサスをもとに、出生国・地域や滞在期間の別による就業状況や資格水準、住居の状況等の特徴をまとめたレポート<sup>12</sup>によれば、外国出生者のうち、EU出生者の就業率は滞在期間区分全般を通じて高く、特に滞在期間5—10年層では8割が就業している。一方、EU外の出生者は相対的に就業率が低いが、滞在期間に比例して就業率が高まる傾向にある。相対的に高い技能水準の職種<sup>13</sup>に従事している労働者の比率を、EU出生者とEU外出生者と比べると、前者のほうが低くなっている。その理由は、EU出生者のうちEUに2001年以降新規に加盟した国の出生者で、こうした高技能職種に従事する労働者が相対的に極めて少なく、EU出生者全体の比率を押し下げているからである（図表1-13参照）。

<sup>11</sup> Migration Observatory (2014a)

<sup>12</sup> Office for National Statistics (2014)

<sup>13</sup> レポートは分析の都合上、各職種を技能水準の高低で二つに区分している。技能水準の高い職種（'highly skilled occupations'）は、管理・監督・上級職、専門職、準専門職・技術職、熟練職を指す。

図表1-12 出身地域別、業種別及び職種別従事者比率（2012年、％）

	UK	EEA域内	EEA域外
農林漁業	1	1	-
エネルギー・水供給業	2	1	1
製造業	10	15	7
建設業	7	9	4
流通・ホテル・レストラン業	18	23	24
運輸・通信業	9	10	11
銀行・金融業	16	18	19
行政・教育・保険業	31	18	28
その他サービス業	5	5	6
管理・監督・上級職	10	6	8
専門職	20	16	25
準専門職・技術職	15	11	12
事務・秘書職	11	7	7
熟練職	11	12	8
看護・レジャー・その他サービス職	9	7	11
販売・顧客サービス職	8	5	8
加工・プラント・機械操作職	6	11	6
未熟練職種	10	25	16
計(実数)	2560万人	140万人	120万人

出所：Home Office and Department for Work and Pensions (2013) “Review of the Balance of Competences - Internal Market: Free Movement of Persons”

図表1-13 出生地域別、滞在期間別就業率（2011年、千人・％）

	就業者数	5年未満	5—10年	11—30年	30年超
就業者					
国内出生者	20,861 (69.0)				
外国出生者	3,812 (63.2)	53.2	67.3	64.8	67.9
うちEU出生者	1,361 (73.3)	69.3	79.8	73.0	69.0
EU外出生者	2,451 (58.7)	42.9	60.6	62.6	67.5
うち技能水準の高い職種					
国内出生者	11,855 (52.6)				
外国出生者	2,155 (51.3)	44.3	48.8	55.4	56.7
うちEU出生者	688 (47.4)	38.6	43.4	61.4	54.6
2001年までの加盟国	425 (61.2)	64.7	66.1	62.5	54.0
2001年以降の加盟国	263 (34.8)	27.3	35.3	56.0	57.0
EU外出生者	1,427 (53.4)	49.7	52.5	53.4	57.5

出所：Office for National Statistics (2014)

保有する教育・職業資格の水準をみると、学位レベル以上の資格保有者の比率が外国出生者で相対的に高く、この比率は過去30年までの入国者でほぼ変化していない（36～38%、国内出生者では26%）<sup>14</sup>。なお、住居の状況については、持ち家の比率が国内出生者で69%、外国出生者では46%で、民間賃貸がそれぞれ15%と38%、公的住宅はいずれも16%となっている。公的住宅（social rented）に居住する外国出生者は滞在期間が11—30年層で23%と最

<sup>14</sup> また、より最近の入国者ほど、職業資格等の保有者の比率が高くなる傾向にある。なお、英会話能力については、外国出生者の約半数が母語は英語と回答しており、英語が話せないとする者は11%にとどまる。

も高い。

これらの特徴は、出身国によっても大きく異なる。同レポートによれば、10年以上の滞在者が多い国のうち、パキスタン、バングラデシュ、ジャマイカの出身者については、保有資格の水準が相対的に低く、長期の滞在者においても高度な職種に従事する比率が低い傾向にある。また、ジャマイカ及びバングラデシュ、ナイジェリア出身者では、公的住宅に居住する比率が高い。加えて、パキスタン、バングラデシュ出身者は定年退職以外の理由による非労働力人口の比率が高いが、これは世帯内の女性の就業率が低いことが一因とみられる。

## 第2節 外国人労働者受け入れの影響

### 1. 経済・財政、労働市場への影響

外国人労働者の増加による経済・財政への影響に関しては、多くの論文や報告書が分析を試みている。とりわけ、2004年の新規EU加盟国に対する就労自由化以降、急速に拡大してきたEU加盟国からの労働者の流入による影響をめぐって様々な議論がある。以下では、近年の議論の動向を紹介する。

#### (1) 経済・財政への影響

上述のとおり、政府が人手不足への対応策として2000年前後に外国人労働者の受け入れを積極化する根拠の一端としたのは、経済・財政面での利益であった。従来から外国人労働者の受け入れに比較的積極的な立場を取る省庁（貿易産業省や財務省）だけでなく、受け入れには本来消極的な内務省も、外国人労働者は経済成長や競争力向上に寄与し、納税を通じて財政に貢献するといった利点を挙げて積極論を後押しした<sup>15</sup>。

その後の諸研究により、経済成長についてはわずかにプラスの効果が想定されるものの、顕著な影響は生じていないとの見方が概ね定着しつつあるとみられる<sup>16</sup>。一方で、財政への影響をめぐっては、継続的に議論が行われる状況にある。

分析に際しては、受け入れの利益として想定される税収増と、コストとしての社会保障制度や公共サービスの提供に係る支出増を推計の上、その比較を行う形をとるが、コストに含めるサービスの範囲や、属性に応じた消費傾向、あるいは財政への貢献の度合いなど、各種

<sup>15</sup> Department for Trade and Industry (1998)、Home Office (2001)など。また Home Office (2007)は、外国人労働者の経済的貢献は2006年単体年で60億ポンドに及ぶとの試算を示し、外国人労働者は経済成長や生産性の向上に寄与していると述べたが、ほどなく分析に使用した外国人人口に関するデータが実際の水準を大きく下回っていたことが明らかとなった。

<sup>16</sup> Home Office (2007)に対して、貴族院の経済問題特別委員会が2008年に公表した報告書（House of Lords Select Committee on Economic Affairs (2008)）は、外国人労働者の経済への影響はごくわずかで、貢献の証拠はほとんどないこと、また人口増の効果でGDPが拡大することは考えられるものの、指標としては一人当たりGDP（あるいは一人当たり所得）を用いる必要があるとしている。また、長期的な視点から想定される社会的なコストを勘案すべきであるとして、受け入れには慎重な立場を示している。この他、Holland et al. (2011)は、既存の研究を踏まえつつ、東欧諸国からの外国人の流入がGDPに及ぼす影響は、短期的にはプラス(1.5%)だが、長期的にはほとんどない(流入する外国人の生産能力によりわずかにプラスの可能性あり)、と結論付けている。

の仮定を行う必要があり、結果もこれに応じて異なったものとなる。Migration Observatory (2014) によれば、内務省の2002年の報告書 (Gott and Johnston (2002)) に端を発するこうした分析の多くは、財政への影響についてほとんど中立的 (1%前後) との結果を報告している<sup>17</sup>。ただし、外国人を入国時期や出身地域別に区分して分析した論文等では、近年流入した労働者、またとりわけ欧州域内の他国からの労働者の財政への影響について、プラスの貢献を結論付けるものが多くみられる<sup>18</sup>。国内に流入する外国人は就労年齢層の比率が高いこと、また特に近年増加した新規加盟国からの労働者は相対的に若く、教育水準が高く、就業率も国内労働者より高い傾向にあることから、経済・財政的な貢献の一方で、社会保障給付や医療などの利用が相対的に低いと想定されるためである。

例えばDustmann and Frattini (2013)<sup>19</sup>は、2001～2011年における国内の外国人の財政への影響について推計を行っている (図表1-14参照)。これによれば、域外からの外国人については868億ポンドの財政へのコスト、域内からの外国人では90億ポンドの貢献があった (全体ではおよそ780億ポンドのコスト)。ただし、2001年以降に入国した層については、域外・域内のいずれの出身者についても、財政にプラスの貢献があったとの結果となった (域内221億ポンド、域外29億ポンド、合計で250億ポンド)。この間、国内出生者は6,241億ポンドのコストとなったと推計されている。Dustmann and Frattiniの推計結果をもとに、Stone (2013)が試算した一人当たりの年額換算をみると、2001年以前の入国者については、EEA出身者が国内出生者とほぼ同等 (マイナス1,052ポンド)、域外出身者はほぼ倍 (マイナス2,198ポンド) のコストとなっている。また2001年以降の入国者は、EEA出身者が2,732ポンド、域外出身者が162ポンド、いずれも財政に貢献している。

さらにDustmann and Frattini (2014) は、2001-10年の期間における外国人の財政への影響について試算を行い、EEA域内からの労働者が200億ポンド (うち東欧諸国10カ国が50億ポンド、その他が150億ポンド)、域外からが50億ポンド、合計で250億ポンドのプラスの貢献があったとの結果を示し、この間の財政赤字の削減に寄与したとしている (この間、イギリス人については6,170億ポンドの財政へのコストとなったと推計している)。このほか、国外からのスキルを有する労働者の受け入れは、国内で同等の技能の労働者を育成するコストの節約になっている、と述べている<sup>20</sup>。

<sup>17</sup> Gott and Johnston (2002)は、1999年度の外国出生者による税の支払い額は彼らに対する政府支出を25億ポンド上回ったと推計している。

<sup>18</sup> 以下に紹介する Dustmann and Frattini (2013), (2014)のほか、Dustmann, Frattini and Hall (2013)。また、政府の予算責任局 (Office for Budget Responsibility) も、外国人の流入は長期的に財政にプラスの効果をもたらすとの試算を示している (OBR (2013))。

<sup>19</sup> なお同論文は、財政支出及び収入として、主に以下の項目を用いている (括弧内は 1995～2010 年度の総額に対する各項目の比率)。

支出：「純粋な」公共財 (23.3%)、保健 (16.9%)、年金 (13.2%)、初等・中等教育 (8.4%)、「混雑が生じうる」公共財 (7.5%)、家族・児童向け給付 (7.4%)

収入：所得税・国民保険料 (44.7%)、付加価値税・その他間接税 (28%)、法人税・資産税 (9.3%)、その他 (4.7%)

<sup>20</sup> なお、MAC (2012)はこうした利益について、国内労働者の訓練機会が失われていることを併せて考える必要があるとしている。



図表1-14 出身別、入国時期別の財政への影響に関する推計結果（2001～2011年）

	財政への影響 (百万ポンド)	一人当たり・年額 (ポンド)
国内出生者	-624,120	-1,087
EEA出生者	8,978	436
うち2001年以降に入国	22,106	2,732
2001年より前に入国	-13,128	-1,052
EEA域外出生者	-86,820	-1,471
うち2001年以降に入国	2,942	162
2001年より前に入国	-89,762	-2,198

注：財政への影響の累積額はDustmann and Frattini (2013)、またこの結果をベースにStone (2013)が一人当たりの年額を算出している。

出所：MAC (2014)

一方、受け入れに反対する政党やシンクタンク等は、大量の外国人の流入は雇用をはじめ、教育、医療、住宅などの公共サービスを圧迫し、質の劣化を招くと主張している。そうした団体の一つであるMigration Watchは、Dustmann and Frattini (2013) による推計について、税収増（所得税、国民保険料、その他間接税）の効果の過大評価、また近年の流入者について給付受給を過小に想定しているといった批判を行い<sup>21</sup>、これらを調整する場合、全てのグループで財政コストを増加させるとの結果を示している<sup>22</sup>。Rowthorn (2014a) も、Migration Watchによるこれらの指摘に賛同しており、またDustmannらは外国人労働者の所得水準を過度に高く想定しているとして、一連の分析結果に疑問を投げかけている。Rowthorn (2014b) は、流入した外国人が生産部門で雇用される場合、経済成長のペースを速め（ただし一人当たりGDPへの影響はわずか）、また人口全体の年齢構成を若返らせ、就労や消費を通じて税収の拡大に寄与するといった点で、短期的には財政的利益が想定されるとしている。ただし、仕事に就けないか、低技能の仕事しか得られない場合、また国内労働者を代替する場合には、経済成長にも財政にもマイナスの影響を与えると述べ、いずれにせよ規模は小さいと推測している。また、国内労働者の代替＝雇用の喪失により、彼らが行うはずであった財政への貢献（税支払い）が失われたとの見方から、この影響をコストとして算定すべきであるとして、2001～2011年の間の累積額を105億ポンドと試算している<sup>23</sup>。

## （2）労働市場への影響

外国人労働者の流入による国内労働者の雇用・賃金水準への影響についても、多くの論文

<sup>21</sup> 加えて、近年入国した外国人の税額控除及び住宅給付の受給規模を過小に見積もっていると述べている。

<sup>22</sup> Migration Watch (2014)。Rowthorn (2014a)は、Dustmannらが所得税・国民保険料以外に関する指摘点に反論していないとして、指摘が妥当である可能性を示唆している。

<sup>23</sup> コストの試算は、複数の仮定に基づく。まず、2001～2011年の間に国内労働者およそ27万人（就業者の1.1%）の外国人労働者による代替があったと仮定（経済危機前の2001～2007年の時期で、外国人100人に対して10人、以降の2008～2011年の時期で20人の代替があったとの仮定による）。また代替により、国内労働者による税の支払い額は就業している場合に比べて4割減少すると仮定している。そのうえで、Dustmann and Frattini (2013)による国内労働者の税支払い額に関する推計結果から、1万8500ポンドの4割にあたる7400ポンドが代替効果による一人当たりのコストを算出、27万人分の額を計算している。



等で分析が試みられている。全体としては、影響は限定的との見方が一般的だが<sup>24</sup>、金融危機以降の景気停滞期を含む分析においては、若者や低技能層の雇用についてマイナスの影響も指摘されている。

内務省が2014年にまとめた、イギリス人（イギリス国籍者）及び外国人労働者の技能水準別の就労状況に関するレポート<sup>25</sup>によれば、近年国内に流入している外国人は、低技能職種の雇用に就く傾向にあり、イギリス人労働者のこの分野での雇用の減少と対をなす形で推移している（図表1-15参照）。ただし、2012年に関してはこれが反転し、低技能職種における雇用の増加分の大半（42万5,000人のうち36万7,000人分＝86%）をイギリス人労働者が占めた。報告書は、政府の引き締め策により、就学・家族ルートによる外国人流入を抑制した結果として、こうした層による低技能職種での雇用が減少し、これがイギリス人の雇用増につながった可能性を指摘している。なお、報告書が示す地域別のデータによれば、2004年から2011年までの低技能職種での雇用増の大半は、東欧諸国からの労働者によって占められている。

また、MACが2012年に公表した報告書<sup>26</sup>は、1975～2010年に関する統計データによる分析の結果、期間全体では顕著な影響はみられないとしつつも、より短期の1995～2010年については、EU域外からの外国人労働者の流入による国内労働者の雇用へのマイナスの影響が観察されたとしている。報告書は、1975～2010年における就業年齢の外国人（外国出生者）の人口比率と、国内労働者（国内で出生した労働者）の就業率の関連について、労働力調査の年次データを基に推計を行っている。分析に際しては、期間区分として①対象期間全体（1975～2010年）、②1975～1994年、③1995～2010年の三分区と、④GDPギャップ（各年の実際のGDPと潜在的GDPの差）がゼロ以下の時期＝低成長または景気縮小期、及び⑤プラスの時期＝景気拡大期、の計5区分を設けている。

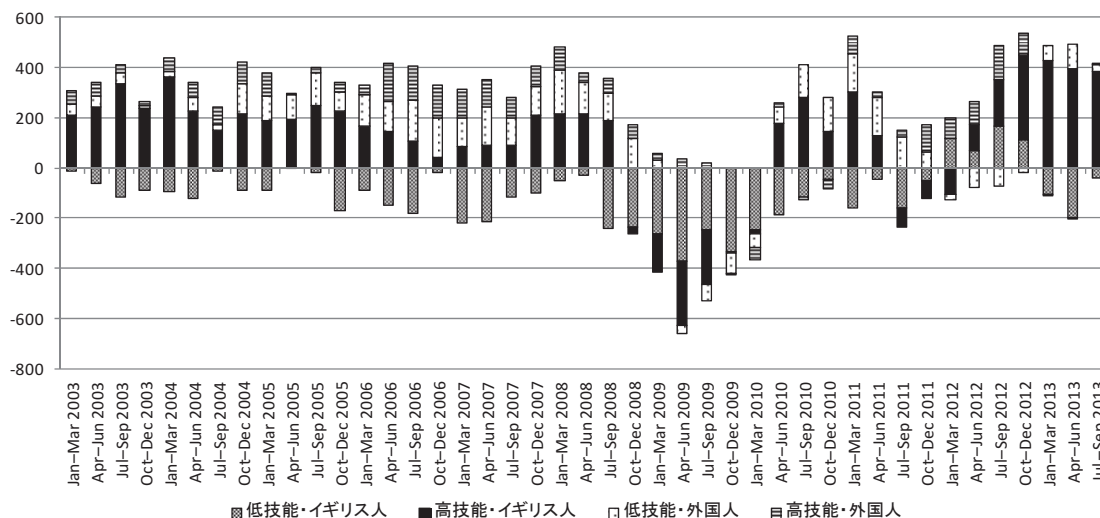
<sup>24</sup> Devlin et al. (2014a)。また例えば Lucchino et al. (2012)は、国民保険加入者データの分析を通じて、外国人労働者は景気の良し悪しにかかわらず、雇用の悪化に影響を与えていないと結論付けている。また Manacorda et al. (2010)は、既存の分析で賃金への影響がほぼ見られないことについて、外国人労働者と国内労働者の代替性が低いことが理由とみている。また、Lemos and Portes (2008)は、2004～2006年の東欧諸国からの労働者の流入の影響について分析を行い、国内労働者の雇用に影響を及ぼしたとのエビデンスは得られなかったと結論付けている。Nathan (2010)は、90年代半ばと2000年代半ばの比較により、この間の外国人労働者の増加が、国内労働者の生産性や賃金の引き上げと、雇用の減少を並行して生じさせていたとの分析結果を報告している。

<sup>25</sup> Campbell et al. (2014)

<sup>26</sup> MAC (2012)。同報告書によれば、外国人労働者の流入による賃金や雇用への影響に関する既存の分析は、大半がほぼ影響は見られないとの結果であった。

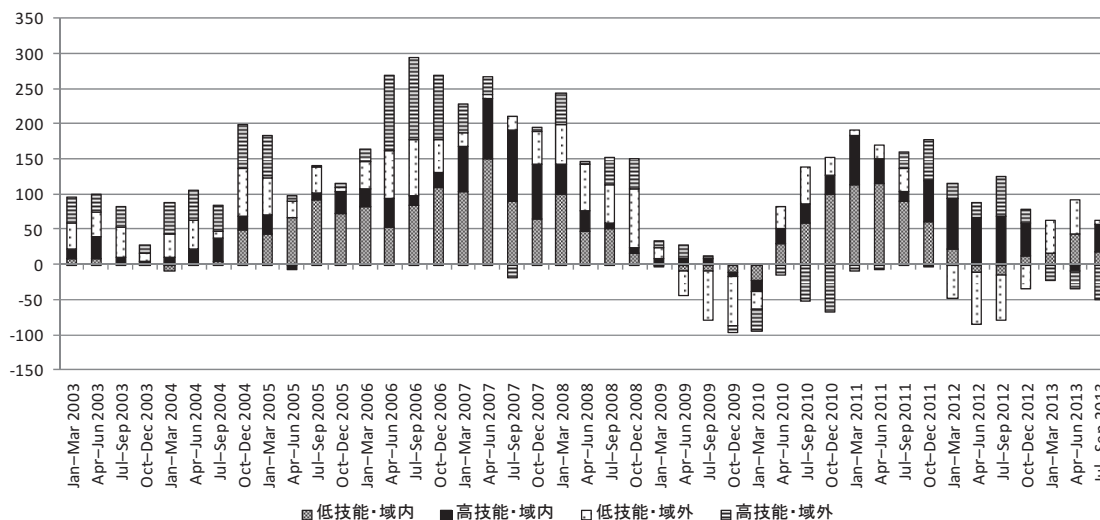
図表1-15 出身地域別、技能水準別就業者の変化

## (a) イギリス人・外国人



注：低技能職種（事務・秘書職、介護・レジャー・その他サービス、販売・顧客サービス、加工・プラント・機械操作、単純労働）、高技能職種（管理・経営・上級職、専門職、準専門職・技術職、熟練工）  
出所：Home Office (2014)付属データを基に作成。

## (b) 欧州域内・域外



注：図表(a)のうち外国人のみを、さらに出身地域により区分したものを。

また外国人に関する区分としては、①外国人全体、うち②EU出身者、③非EU出身者、加えて滞在期間の長短により④5年以上と⑤5年未満に分けて、それぞれ推計を行っている。統計的に有意な結果が得られたのは、次のケースであった。

- i)1995～2010年の期間について、外国人人口比率の増加が国内労働者の就業率の低下に関連しており、人数に換算する場合、外国人100人の増加に対して国内労働者23人分の雇用が減少している。

ii)1995～2010年の期間について、非EU出身者人口比率の増加が国内労働者の就業率の低下に関連しており、人数換算では非EU出身者100人の増加に対して国内労働者23人分の雇用が減少している。

iii)1975～2010年のうちGDPギャップがゼロ以下であった時期について、外国人人口比率の増加が国内労働者の就業率の低下に関連しており、人数換算では外国人100人の増加に対して国内労働者30人分の雇用が減少している。

iv)GDPギャップがゼロ以下の時期について、非EU出身者人口比率の増加が国内労働者の就業率の低下に関連しており、人数換算では外国人100人の増加に対して国内労働者27人分の雇用が減少している。

EU出身者については、期間に関する全ての区分を通じて、統計的に有意な結果は得られなかったとしている。また滞在期間の長短の別による分析でも、有意な結果は得られなかったものの、国内労働者の雇用との関連はいずれもマイナスで、相対的には短期の外国人に関する統計的な関連度が高かった。報告書はこれらの結果から、1995～2010年の間に入国したとみられる外国人210万人のうち、最後の5年（2005～2010年）分にあたる70万人の23%、すなわち16万人分の国内労働者の雇用が外国人労働者によって置き換えられたとする可能性を指摘している。このほか、既存の研究結果などを踏まえ、国内労働者に対する外国人労働者の代替効果は持続するわけではないこと<sup>27</sup>、また賃金も、高賃金層における賃金水準の引き上げと低賃金層での引き下げが起きること<sup>28</sup>などを推測している。なお、外国人労働者の流入による雇用や賃金への影響はほとんど観察されないとしていたこれまでの報告書との違いについて、2008年の経済危機以降の期間を対象に含む分析が未だ少ないことを理由の一つとして挙げている。

さらに、より最近のMACの報告書<sup>29</sup>では、低技能の外国人労働者の流入による各種の影響の分析により、低賃金層の賃金を若干ではあるが、さらに引き下げる可能性があるとしている。ただし、同報告書はこれに関して、低技能の外国人労働者の受け入れを抑制するのでは

<sup>27</sup> 上記のMACによる分析で、5年以上滞在する外国人については有意な代替効果が見られないことを指す。報告書は併せて、OECD18カ国の1984～2003年の期間について就労年齢の外国人の流入数と失業者数の関連性を分析したJean and Jimenez (2007)でも、外国人流入から2年目及び3年目については失業者数との関連が見られる（代替率は両年とも34%）が、以降は失業との関連は観察されない、と報告していることを紹介している。

<sup>28</sup> 例えば、Dustman et al. (2008)は1997～2005年の間の就労年齢の外国人流入による影響について賃金水準の階層別に推計を行っており、賃金水準が下位10%の層の賃金の引き下げ効果と、上位10%層での引き上げ効果が生じたと分析。金額に換算する場合、1万人の外国人流入に対して、下位10%で年間1ポンドの減少、上位10%層では4～5ポンドの増加に相当すると試算している。またNickell and Saleheen (2008)は、1992～2006年の期間の外国人流入による職種別平均賃金への影響に関して推計を行い、中程度の熟練及び未熟練の職種（semi-skilled and unskilled occupations）、熟練生産職種（skilled production occupations）について、引き下げ効果があったとしている（管理職や専門職を含め、上記以外の職種では明確な影響は見られない）。同論文の分析結果に基づくMAC報告書の試算では、各職種について1万人の外国人流入があった場合に、前者で年間8ポンド、後者で年間15ポンドの賃金の減少に相当する。さらに、介護・対人サービス職種での引き下げ効果は、およそ25ポンド相当と試算されている。

<sup>29</sup> MAC (2014)

なく、賃金低下自体の問題への対応が必要である点を指摘し、最低賃金制度の実施強化の必要性も提言している。

### 低技能の外国人労働者の流入による影響（MAC（2014）による分析）

#### ●メリット

- ・経営者にとって、労働力の確保が可能となる（例えば食品製造や農業、レストランなど、イギリス人労働者の調達がしばしば困難な労働集約的業種の企業）
- ・スキルを有するイギリス人労働者や未熟練の労働者がより高い賃金の仕事に特化できる
- ・イギリス人労働者より流動的で柔軟な外国人労働者を確保できる（例えば就業場所の変更、就業場所で居住、あるいはシフト勤務など）
- ・外国人労働者は、自国より高い所得を得ることができ、また家族が居る場合は送金もできる

#### ●コスト

- ・多くの地域で人口増加や人口構成の急激な変化を引き起こす。このことは社会的包摂や厚生に影響を及ぼす可能性があるが、これについてはさらなる検討を要する
- ・医療、教育、公共交通サービスの混雑
- ・住宅市場への影響－民間賃貸市場の圧迫、複数世帯の居住に伴う地域的問題、イギリス人に対する社会的住宅の提供に若干影響を及ぼす可能性（主として供給不足の問題）
- ・低賃金層に対する若干の賃金低下の影響－最低賃金制度などの実施強化が必要となるが、これには監督機関である歳入関税庁の体制強化を要する（現状では国内の事業者数に比して、250年に一度の監査のみ可能）

#### ●中立的またはわずかな影響

- ・国内出生者の就業率は2004年の新規EU加盟国の大量流入後も実質的に変化していない
- ・若年労働市場（16-24歳）の状況は懸念材料として残っているが、外国人労働者の影響よりも需要不足や教育訓練政策に起因
- ・2000～2011年の期間における外国人とイギリス人それぞれの財政への影響は、年間マイナス1000ポンドでほぼ同等、一部は2008年以降の不況の影響による。2000年以降に入国した外国人は、財政にプラスの貢献をしているが、2000年以前のEEA域外からの外国人によるマイナスの影響が大きい（相対的な年齢層及び就業率の差）\*。

\* 上述のDustmann and Frattini (2013)及びStone (2013)による。

### 〈賃金水準、最賃制度の適用〉

外国人労働者のみの賃金水準に関する公式の統計はないが、上述のとおり、相対的に技能水準の低い職業に従事する労働者を多く含むとみられ、このため国内労働者に比して賃金水準は低いと推測される。特に近年増加している東欧諸国からの労働者については、英語能力の低さや国内での外国人としての立場の弱さなどから、外国人労働者が自らの雇用法上の権利についてよく知らないか、あるいはこれを主張しにくいといったことも影響しているとの見方が一般的である。

こうした権利に関して、全国最低賃金制度は、原則として国内の全ての労働者（被用者、本来の自営業者以外の労働者など）に適用され、外国人も例外ではない。しかし、外国人は自らの法律上の権利を必ずしも理解しておらず、また立場の弱さから法的権利を主張しにくいとみられている。このため、悪質な雇用主が最低賃金未滿の賃金しか支払わなかったり、支払い回避のために、外国人労働者に擬似的な自営業者として法人を設立させて、最低賃金の適用を回避するといったことが行われているとみられる。

政府は、外国人労働者の抑制策と併せて、こうした悪質な雇用主に対する罰則を強化することを目的に、最低賃金違反の雇用主に対する罰金の額を従来の4倍の2万ポンドとする法律を2014年に成立させた。既に導入されている、違反雇用主の公表制度と併せて、抑止効果が期待されている。

## 2. 社会保障制度への影響

次に、外国人に対する社会保障制度の適用状況、また外国人の増加による社会保障制度への影響についてみる。

### (1) EEA域内からの労働者

EEA域内の各国（EU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）及びスイスからの外国人には、人の移動の自由に関する法制度<sup>30</sup>に基づき、域内での就労や求職活動の権利が認められており、これに関連して社会保障にかかわる基本的な権利も保証されている。EEA市民（及びスイス国民）には、域内の任意の国で最初の3カ月間の居住権が認められているが、3カ月を超えて滞在する場合に居住権が認められるのは、「労働者」「自営業者」「学生」「求職者」「その他、自らの生活を維持する資金がある者」（年金生活者等）などである。労働者と求職者以外のグループについては、自らの生活を維持する資金があること（及び医療保健に加入していること）が居住権の条件となり、低所得者向け社会保障給付の申請は原則として認められない。

#### 居住権が前提となる給付制度：

所得調査制求職者手当、所得連動制雇用・生活補助手当、所得補助、年金給付、住宅給付、カウンスル税の減免、児童給付、児童税額控除、ユニバーサル・クレジット、自治体からの住宅補助

労働者として滞在する場合は、社会保障給付や税額控除が適用される。また、国内で一定期間の就労を経た後に、健康上の問題で就労が困難になったり、解雇などで仕事を失った際には、所定の要件（1年以上の継続的雇用、あるいは1年未満の有期雇用の後6カ月を超えて失業していないこと、職業訓練への参加、あるいは一時的な就労不能など）を満たす場合は労働者としての地位が維持される。国民保険料の拠出要件を満たせば、拠出制求職者手当（定額・最長6カ月）の支給を受けられるほか、低所得者向け給付制度への申請も可能である。その際、居住権を有するか、求職等のため当面の間国内に滞在することの証明（「居住権

<sup>30</sup> DIRECTIVE 2004/38/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 29 April 2004 on the right of citizens of the Union and their family members to move and reside freely within the territory of the Member States amending Regulation (EEC) No 1612/68 and repealing Directives 64/221/EEC, 68/360/EEC, 72/194/EEC, 73/148/EEC, 75/34/EEC, 75/35/EEC, 90/364/EEC, 90/365/EEC and 93/96/EEC



テスト」<sup>31)</sup> は免除される（図表1-16参照）。

図表1-16 EEA市民の労働者・求職者の社会保障給付に関する権利

給付制度	労働者 (worker)	求職者 (jobseeker)
児童給付及び児童税額控除*	○	○
求職者手当	○	○
※3カ月の居住要件（居住権テストの適用）	なし	あり
雇用・生活補助手当、所得補助、年金クレジット、住宅給付	○	×

\* EU法は、家族が就労先国で同居していない（域内他国に居住する）場合でも、関連する給付を受給する権利を認めている。

出所：Department for Work and Pensions 'Minimum earnings threshold for EEA migrants introduced'（2014年2月14日プレスリリース）を元に作成。

一方、求職者の場合は、ジョブセンター・プラスに求職者として登録して求職活動を行うことが条件となる。求職者に対する給付制度については、現在、支給要件の厳格化などの制度改正が進められている。これは、2007年のEU加盟国であるルーマニア、ブルガリアからの労働者に対する就労規制が2013年末に廃止されたことと関連して、政府が「社会保障ツーリズム」（他国のより整った社会保障給付や医療などの制度を目標とした外国人）への警戒感を高めていることによる。直近では2014年1月から、EEA市民等に対して入国後3カ月間は求職者手当（所得調査制）の申請資格を認めないとする制度改正が行われた。3カ月を経て給付を申請する際に条件となる居住権テストについても、内容が厳格化され、受給が認められる場合も、支給期間は最長3カ月に限定され<sup>32)</sup>、これ以降は確実な雇用の見込みがある場合を除いて、これを超えて受給継続は出来ない。また3月には、さらなる受給資格の制限策として、申請に先立つ3カ月間に就労を通じて一定の所得を得ていることが要件化された。所得額の基準は、国民保険の拠出が発生する所得下限額（2014年度には週153ポンド）に設定されている。これを下回る場合は、基本的に「労働者」（または自営業者）ではなく「求職者」とみなされ、求職者手当以外の低所得層向け給付（雇用・生活補助手当（所得連動制）、所得補助、住宅給付、年金クレジット、住宅給付）の申請は認められない。さらに4月からは、新たなEEA市民からの求職者に対して低所得層向け住宅給付の申請を認めないとしている（上記の「労働者」の要件を満たす者、自営業者及びイギリス及びアイルランド国籍を有する者は引き続き申請可）。

## （2）EEA域外からの労働者

一方、EEA域外の外国人については、永住権の取得が低所得層向け給付制度の適用の条件となる。これには、所得調査制求職者手当、所得連動制雇用・生活補助手当（ESA）、所得

<sup>31)</sup> それまでの滞在期間、入国の理由、将来の予定、入国後に定住（生活の確立）のためにどのような活動を行ったか、雇用の見通し、家族や資産・所有物などの所在。

<sup>32)</sup> House of Commons Library (2014)

補助、児童税額控除、就労税額控除、ユニバーサル・クレジット、児童給付、住宅給付など大半の給付制度が含まれる。期限付き滞在許可による外国人は、こうした公的扶助に頼らないことが滞在の条件となっているため、受給している場合は国外退去や滞在延長申請の却下、あるいは訴追の対象となりうる。なお、国民保険への拠出を前提とする拠出制求職者手当や拠出制雇用・生活補助手当についても、従来は拠出等の条件を満たす限り、入国管理制度上の身分を問わず支給されてきたが、2012年の制度改正により、国内で就労資格を有することが支給要件に加えられた。

**永住権が前提となる給付制度等：**

所得調査制求職者手当、所得連動制雇用・生活補助手当、所得補助、年金給付、住宅給付、カウンスル税の減免、児童給付、児童税額控除、ユニバーサル・クレジット、就労税額控除、社会基金からの補助、障害生活手当、個人自立手当、付添手当、介護手当、自治体による社会的住宅の提供、自治体のホームレス向け給付

**(3) 給付申請状況**

統計局は、既存の国民保険登録者に関する情報と社会保障給付申請者のデータとのマッチングにより、外国人による社会保障給付の申請者数を推計している（図表1-17参照）。2014年時点では、就労年齢層向け給付申請者531万人のうち、国民保険登録時点で外国籍だった者は39万5,000人（全体の7.4%）で、2009年から5年間でおよそ6万6,000人増（20%）となっている。同時期に、イギリス国籍の申請者は約1割減少しており、外国人受給者の比率は相対的に高まっているといえる。また実数ではアジア・中東出身者が多いが、EU新規加盟国出身者の申請が5年間で184%増と顕著に拡大している。地域別の特徴として、アジア・中東やアフリカ諸国からの外国人については、就労困難者、一人親、介護者による給付申請者が多くみられるのに対して、EU新規加盟国からの外国人の給付申請者は、求職者が大半を占める（57%、うち四割近くがポーランド人）。また、国別の申請者数で上位を占めているのは、パキスタン、ポーランド、ソマリア、インド、バングラデシュなどとなっている。

図表1-17 就労年齢層向け給付申請者の推移・2014年の申請者種別内訳（千人）

	イギリス国籍	外国籍	EU旧加盟  EU新規加  その他欧  アフリカ  アジア・  その他EU外・					
			国	盟国	州		中東	不明
2009	5472.74	329.75	60.41	23.67	21.29	84.38	108.86	31.14
2010	5560.72	356.84	63.67	26.22	22.40	93.28	118.16	33.11
2011	5394.31	371.02	62.57	28.74	21.99	98.76	125.69	33.28
2012	5474.79	406.90	66.80	49.72	22.34	101.87	132.04	34.13
2013	5298.23	397.16	62.33	58.95	21.31	94.70	128.03	31.84
2014	4914.16	395.42	63.72	67.27	20.08	88.98	126.11	29.26
うち求職者	1011.64	134	26.25	38.58	3.75	29.34	28.78	7.3
就労困難者	2316.52	142.78	23.78	15.68	10.42	29.93	50.59	12.38
一人親	441.95	38.13	3.59	3.86	2.15	16.28	9.63	2.62
介護者	499.22	45.71	4.59	5.11	2.24	6.91	23.95	2.91
その他低所得	129.26	9.46	1.26	0.72	0.45	2.11	3.62	1.3
障害者	443.7	17.84	2.94	2.65	0.82	3.14	6.49	1.8
遺族	71.87	7.49	1.32	0.67	0.24	1.27	3.05	0.94

注：各年とも2月時点のデータ。なお、「その他EU外」には南北アメリカ、オーストラリア・オセアニアなどを含む。また、国民保険登録時の国籍ベースでの推計のため、外国籍者には現在はイギリス国籍を取得している者が含まれる。

出所：Department for Work and Pensions “National Insurance Number Allocations to Adult Overseas Nationals Entering the UK - registrations to March 2013”

#### （４）社会保障制度への影響に関する議論

既にみたとおり、近年流入している外国人、特にEEA出身者については、相対的に年齢が若い層が多く、教育水準が高く、また就業率も高い傾向にあることが知られており、失業者や就労困難者向け給付の受給は、国内の就労年齢層に比べて限定的とみられている。

例えば上述のDustmann and Frattini（2013）は、外国人労働者の財政への影響に関する推計の一環として、給付受給や低所得層向けの税額控除を受ける確率を分析し、EEA出身者はイギリス人に対して8%ポイント、EEA外の出身者は1.2%ポイント、給付受給の傾向が小さいとの結果を示している<sup>33</sup>。また特に、2000年以降に入国した外国人のうち、EEA出身者では20.1%、EEA外出身者でも16.7%ポイント、国内労働者に比べて確率が低い。加えて、外国人は公的住宅に居住する確率がイギリス人より2%ポイント高いが、ここでもEEA出身者ではむしろ3%ポイント低く、EEA外出身者で3%ポイント高い。Dustmannらはこの結果について、外国人は公的住宅が多いロンドンに居住する比率が高く（EEA出身者で33%、EEA外出身者で44%、イギリス人では9%）、地域差を調整する場合、外国人とイギリス人の差はほぼなくなる（0.2%ポイント）としている。

なお、上述のEU加盟国からの外国人に関する「社会保障ツーリズム」の議論に関連して、

<sup>33</sup> 年齢構成を調整した場合でも、EEA出身者では4.7%ポイントの差が生じるが、EEA外出身者については、イギリス人とほぼ同様（0.8%）になる。なお、Dustmann and Frattini（2014）は、同種の試算によりイギリス人と外国人の間でさらに大きな傾向の差があるとの結果を示している。これによれば、外国人が給付や税額控除などを受給する確率は、イギリス人に比して43%低く、公的住宅に居住する確率も7%低い。

全国紙ガーディアンが統計データからまとめたところによれば<sup>34</sup>、他のEU加盟国で失業手当に相当する給付を受給しているイギリス人は、データが利用可能な23カ国でおよそ3万人で、イギリス国内のEU出身者による求職者手当の申請者数（約6万5,000人）の半数以下であった。ただし、イギリス人受給者はアイルランドやドイツ、フランス、スペイン、イタリアなど従来からの加盟国に偏っており、またしばしば、各国からのイギリス国内での受給者数を上回っている。こうした国における失業者向けの給付の水準は、イギリスで提供されているものを上回る場合も多いという<sup>35</sup>。一方、イギリス国内での受給者はポーランドやスロヴァキア、チェコなど新規加盟国の出身者が多くを占めるが、これらの国ではイギリス人はほとんど給付を受給していない。求職者の受け入れや給付の支給に関する加盟国間のコスト負担は様ではないが、イギリスが一方的に損失を被っているとも言にくい状況にあるとみられる。

### 3. 公共サービスへの影響

#### (1) 公共サービスへの影響

公共サービスについて、外国人の利用状況に基づくサービス提供の支出や、これに対応した人員（あるいはその増減）に関する情報は提供されていない。また、近年の政府による歳出削減の影響により、サービスに関する予算額から外国人の増加による影響を看取することは難しくなっている<sup>36</sup>。例えば、財務相が公表している公共サービスの提供に関する政府支出データ<sup>37</sup>によれば、「入国管理・市民権」(immigration and citizenship) サービスの提供に関する支出は、1998年度の約3億ポンドから2003年には19億ポンドへと急速に拡大した後、2000年代を通じて緩やかに増加が続くが、2011年以降は大きく減少している（3年間で3割減）。2010年までの推移については、外国人流入の拡大によるところもあるとはみられるものの、具体的な影響は明らかではない。また他方、失業者向けサービスの提供に関する支出、あるいは住宅に関する支出は増加しているが、これについては外国人の増減よりも、むしろ景気低迷による失業者<sup>38</sup>や低所得層の増加、また高齢者層の拡大の影響が推測される（図表1-18参照）。

<sup>34</sup> 'Revealed: thousands of Britons on benefits across EU' The Guardian, 19 January 2015 (<http://www.theguardian.com/uk-news/2015/jan/19/-sp-thousands-britons-claim-benefits-eu>).

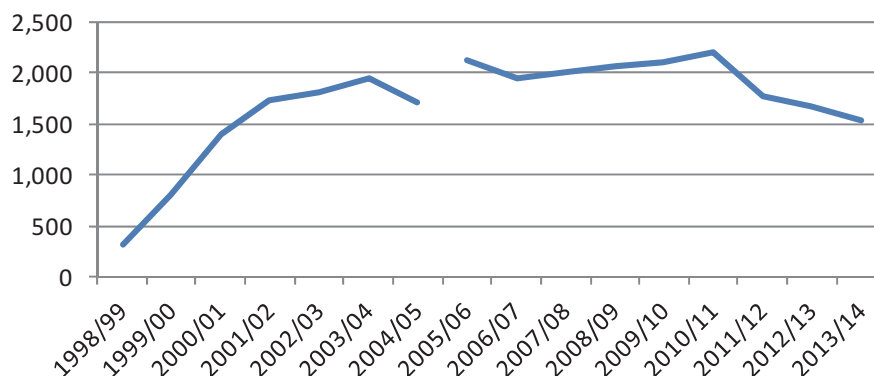
<sup>35</sup> 例えば、フランスにおける失業者向け給付の額はイギリスの3倍以上だという（同記事の紹介による）。

<sup>36</sup> 中央省庁を含めて多くの公的機関ではここ数年、人員削減が進行している。また、従来は中央省庁とは独立に設置されていた出入国管理の実施機関や公的職業紹介機関（ジョブセンター・プラス）が、相次いで中央省庁に再統合されており（入管当局については、2007年のエージェンシー化を含めて3度の組織・業務改編の後、2013年に再び内務省に吸収された）、事業内容や配置されている人員、予算支出などの詳細は公表されていない。

<sup>37</sup> HM Treasury "Public Expenditure Statistical Analyses 2014" (<https://www.gov.uk/government/statistics/public-expenditure-statistical-analyses-2014>)

<sup>38</sup> なお、ジョブセンタープラスにおける対面の就労支援は、求職者として給付を申請している者に対象が限定されているため、給付の受給資格がない状態で失業している外国人はこうした支援の対象にならない。

図表1-18 入国管理・市民権サービスに関する政府支出額（1998～2013年、百万ポンド）



注：2004年度から2005年度については、データが連続していない。

出所：HM Treasury “Public Expenditure Statistical Analyses” 各年度

加えて、外国人を含め居住者に対する公共サービスの多くは、地方自治体を通じて実施されている。後述のとおり、外国人流入の状況やその影響は、自治体ごとの人口規模やこれに占める外国人比率、流入する外国人の特徴（従事する業種・職種、所得水準、年齢や家族構成など）によって異なると考えられるが、ここでも、地方自治体は外国人に限定したサービス提供のコストについて必ずしも把握していない。公共サービスの提供に際して、外国人と他の住民とが区別されにくい（基本的なサービスに関するニーズは両者で同様）ことが理由とみられる。自治体では、需要拡大に対してサービスの維持を図るため、限られた予算の柔軟な配分や、独自の取り組みなどを行っているという<sup>39</sup>。

### （公共サービス提供のコスト）

George et al. (2011) は、外国人（外国出生者）の子弟に対する教育の提供、また保健サービス（医療・介護等）やソーシャルサービス（在宅介護、児童保護、失業者支援など）の提供に関わるコストについて分析を試みている。まず教育サービスに関しては、全体に係る支出<sup>40</sup>を、児童（16歳以下）の年齢と人口比で案分している。2009年度の教育サービス全体の支出746億ポンドのうち、外国人子弟に対する支出は全体の15%にあたる115億ポンドで、児童全体に占める人口比13%より若干高い割合の支出が行われたと推計している。児童一人当たりでは年間1,449ポンドで、イギリス人（国内出生者）の子弟一人当たりの支出1,190ポンドより2割弱高い。

保健サービスについても同様に、成人及び児童の年齢・性別により、サービス全体の支出額を案分している。2009年度の保健サービスに関する支出額は1,176億ポンド、うち外国人向けの支出は127億ポンドと試算されている。支出全体に占める比率は10.8%で、対象とな

<sup>39</sup> Local Government Association (2007)

<sup>40</sup> データの制約のため、英語以外を母語とする児童への対応など、外国人子弟向けの支出内容は考慮されていない。



る人口比13%に対して低い。なお報告書は、各種のエビデンスから、外国人はイギリス人に比して、医療サービスを利用しない傾向にあると見られることから、この試算結果は上限に近いとしている。

また、ソーシャル・サービスの提供に係るコストに関する試算では、サービス全体の支出310億ポンドに対して、外国人向けには37億ポンドで、対象となる人口比の13%に対して11.8%との結果を示している。一人当たりの支出額では、イギリス人に対する年間509ポンドに対して、外国人向けには463ポンドである（図表1-19参照）。

報告書は、一連の試算結果について外国人の成人一人当たりへに換算し、公共サービスの支出は、外国人全体ではイギリス人より高いが、このうち過去10年に入国した者については、むしろ支出額は低くなるとの結果を示している。ただし、長期的な影響に関しては、外国人の滞在期間が予測できないため判断は難しいとしている。

図表1-19 公共サービスの外国出生者向け提供に係る支出額の試算（2009年度）

	支出額(百万ポンド)	一人当たり支出額(ポンド)	成人一人当たり支出額(ポンド)	支出額全体に占める比率(%)	人口全体に占める比率(%)
<b>教育サービス</b>					
全体	74,559	1,223	1,728	100.0	100.0
国内出生者	63,100	1,190	1,662	84.6	87.0
外国出生者	11,459	1,449	2,216	15.4	13.0
うち過去10年に入国	4,155	1,280	1,838	5.6	5.3
<b>保健サービス</b>					
全体	117,627	1,930	2,776	100.0	100.0
国内出生者	104,954	2,003	2,765	89.2	87.0
外国出生者	12,672	1,602	2,450	10.8	13.0
うち過去10年に入国	4,262	1,313	1,886	3.6	5.3
<b>ソーシャル・サービス</b>					
全体	31,006	509	719	100.0	100.0
国内出生者	27,344	515	720	88.2	87.0
外国出生者	3,662	463	708	11.8	13.0
うち過去10年に入国	1,319	407	584	4.3	5.3
<b>公共サービス計</b>					
全体	223,192	3,662	5,173	100.0	100.0
国内出生者	195,398	3,708	5,147	87.5	87.0
外国出生者	27,793	3,514	5,374	12.5	13.0
うち過去10年に入国	9,736	3,000	4,308	4.4	5.3

出所：George et al. (2011)

MAC (2012) は、この他に外国人の流入によって影響を受ける可能性がある領域として、人口集中（交通網における混雑）、住宅、治安、社会的統合などを挙げ、それぞれ外部の研究者に委託した分析結果について紹介している。ただし、人口集中以外の領域についてはそもそも金銭換算や量的把握が難しく、また人口集中についても、やはり推計には限界があると

している<sup>41</sup>。

## (2) 統合政策等

イギリスでは、統合政策の対象は難民や難民申請者であり、全国的な政策の枠組みに基づく外国人向けの統合政策は行われていない<sup>42</sup>。2001年には、国内の成人が達成すべき読み書き計算能力に向けた教育の受講に公的な補助を行う「スキルズ・フォー・ライフ」の一環として、英語以外を母語とする外国人の英語コースの受講を全額補助する制度（English for Speakers of Other Language : ESOL）が開始された。初歩的な英語能力の習得が目標とされ、義務教育以降の教育・職業訓練を担う継続教育カレッジや、地域の成人向けカレッジ、訓練プロバイダーなどが提供を担っている。国内の外国人の増加に伴い、制度導入以降、参加者は2001年の15万8,000人から2006年には53万8,000人に増加し<sup>43</sup>、支出額も3倍に増加しておよそ3億ポンドとなった<sup>44</sup>。このため、公共サービスの整理統合の一環として補助対象が限定され、2007年度の参加者は20万3,200人、2008年度には19万7,000人、2009年度には18万7,000人と徐々に減少しているとみられる<sup>45</sup>。さらに、2011年の制度改正により、現在は求職者として給付を受給している者が主な対象となっている<sup>46</sup>。

## 第3節 地方自治体の事例

外国人の流入状況は地域によっても異なる。ロンドン及びイングランド南東部が外国人全体の5割以上を占めるほか、イングランド東部やミッドランド西部でも、人口に占める外国人比率が相対的に高い（図表1-20参照）。全般的に、外国出生者の比率が2001年から2011年にかけて大幅に高まったことが窺える。また全体としてはロンドンに集中する状況は変わらないものの、ロンドン及びイングランド南東部以外の地域の比率が相対的に高まっている。これには、従来の外国人に比して、近年増加している東欧諸国からの外国人は、相対的に地

<sup>41</sup> 例えば、人口集中に伴う交通の混雑への影響については、MACの委託により Tsang and Rohr (2011)が分析を行っている。これによれば、域外出身者（第1・第2階層の入国者に）はロンドンを中心とする都市部で就労する傾向が強いこと、また特に入国からしばらくは、公共交通機関や徒歩・自転車など、自動車以外の手段による通勤が主となる傾向にあるが、こうした傾向は滞在期間が長くなるにつれてイギリス人に近づくという。また、外国人の流入と犯罪や犯罪被害への影響に関する Bell and Machin (2011)の分析によれば、外国人は犯罪率、被害率ともイギリス人より低い傾向にある。ただし、滞在期間が長くなるほどイギリス人に傾向が近づくという。加えて、Saggar et al. (2012)は、外国人の増加による社会的包摂や統合政策への影響に関する経済的な損益計算は不可能（試算しても影響はほとんどみられない）、と分析している。

<sup>42</sup> Marangozov (2014)

<sup>43</sup> O'Leary (2008)

<sup>44</sup> Paget and Stevenson (2014)

<sup>45</sup> BIS (2011)。なお、House of Commons Library (2011)によれば、2008年度の支出額は2億5000万ポンド。

<sup>46</sup> なお、政府は2013年に、ESOLの対象から外れる非求職者に対する英語コースの提供事業に関してコンペティションを実施した。ロンドン（15地域）及び地方の14地域を対象に、600万ポンドの予算を措置するので、6件のプロジェクトが審査を通過して資金提供を受けることが決定している。政府は、2万4000人あまりの参加を見込んでいる。

域間に均等に分布する傾向にある<sup>47</sup>ことも影響しているとみられる。

図表1-20 イングランド及びウェールズの地域別総人口に占める外国出生者比率（％）

	1971	1981	1991	2001	2011		地域別分布		
					(千人)	(千人)	2001	2011	
イングランド北東部	1.8	1.9	2.1	2.9	74	5.0	129	1.6	1.7
イングランド北西部	4	4.3	4.4	5.1	342	8.2	577	7.4	7.7
ヨークシャー及びハンバー	3.7	4.1	4.3	5.3	261	8.8	465	5.6	6.2
ミッドランド東部	4.4	5.1	5.2	6.0	252	9.9	448	5.4	6.0
ミッドランド西部	6.2	6.6	6.6	7.6	399	11.2	630	8.6	8.4
イングランド東部	5.1	5.4	5.7	7.0	378	11.0	642	8.1	8.6
ロンドン	15	18.2	21.7	27.1	1,943	36.7	2,998	41.8	39.9
イングランド南東部	6	6.2	6.6	8.2	652	12.1	1,043	14.0	13.9
イングランド南西部	4.1	4	4.2	5.1	249	7.7	405	5.4	5.4
ウェールズ	2.2	2.5	2.7	3.2	92	5.5	168	2.0	2.2
イングランド・ウェールズ	6.1	6.6	7.3	8.9	4,643	13.4	7,505		
国内・外国出生者数					52,042		56,076		

出所：Office for National Statistics (2014)

地域内でも、受け入れの状況は多様である。例えば、イングランド東部に位置するケンブリッジシャー州議会が2008年にまとめた報告書<sup>48</sup>によれば、センサスによる2001年時点の州内の外国出生者は人口の9%にあたる4万8,368人で、出身地域別の内訳をみると、西欧諸国（34%）、アジア（24%）、米国（20%）などが多かった（東欧出身者は5%）。

一方、2001年以降2006年までに就労目的で流入した外国人は3万人で、38%を東欧出身の労働者が占めている<sup>49</sup>。特に、ケンブリッジ東部（3万人のうち3,070人）では外国人労働者の4分の3、州北部のフェンランド地域（同3,800人）では半数が、それぞれ農業に従事しており、その大半が東欧出身者であった。農業労働者の場合、季節労働のため、想定される滞在期間が相対的に短い傾向にあるという。

このほか、3万人の半数近く（1万4,940人）が州都のケンブリッジ市に集中しており、その周辺のケンブリッジシャー南部（4,160人）と併せて、ホスピタリティ業（宿泊・レストランなど）の従事者が相対的に多い<sup>50</sup>。これらの地域に流入している外国人は、相対的に長期に滞在する意向を持っている比率が高いとみられる。

報告書は、上記の3万人のうち調査時点で1年を超えて州内に留まっている外国人は1万3,100人で、外国人人口は2006年までに6万1,500人に増加したと推測している（3割弱の増

<sup>47</sup> Wadsworth (2014)

<sup>48</sup> Cambridgeshire County Council (2008)

<sup>49</sup> このほか、西欧諸国出身者が24%、アジア出身者が19%など。ただし、国民保険の登録データによるため、流出の状況は不明。

<sup>50</sup> 報告書はケンブリッジ市などで外国人従事者が多かった業種として「経営・管理」(administration, business and management)を筆頭に挙げているが、参照している労働者登録制度のデータは、派遣事業者を通じて就業している労働者を「経営・管理」に分類しており、実際に派遣された業種は不明である（可能性としては製造業など）。ハンティンドンシャーでは、半数以上が「経営・管理」に分類されている。

加、人口比は9%から11%に上昇)。この間、東欧出身者が倍以上増加し、外国人に占める比率は5%から10%近くに上昇したとみられる<sup>51</sup>。

### (公共サービスへの影響)

外国人の増加が地方自治体における公共サービスの提供に及ぼす影響については、地方自治体協会 (Local Government Association) <sup>52</sup>が2007年に報告書をまとめている<sup>53</sup>。これによれば、教育機関では多言語対応 (翻訳) のほか、児童の読み書き計算能力、文化的な違いへの理解、また学期途中での入学やそれまでに受けた教育・評価に関する情報不足などに直面している。家庭環境に関する情報を得にくいことが、児童の保護を難しくしている。言葉の壁の問題から、彼らが必要としている基本的な情報の提供も難しく、翻訳や通訳が必要になる。より複雑な問題に関する支援や緊急時のコミュニケーションにも困難が生じている。外国人向けの英語コース (ESOL: English for Speakers of Other Language) の提供は、人材や財源確保の観点から不足している。

加えて、住宅の問題もある。とりわけ経済成長が著しい地域では、しばしば安全衛生上の問題がある住居に、多人数の外国人が同居している。公的住宅への需要自体には (調査時点では) さほどの影響は見られないが、低所得者向けの住宅給付の支給コストの増加や、ホームレス・貧困層の増加が一部の地域で問題化している。

このほか、地域コミュニティにおける緊張や諍い、また外国人が犯罪の被害者となりやすいこと、あるいは医療サービスへの需要拡大 (不適切な救急サービスの利用、産科の利用者の拡大など) による負担の増加も指摘されている。ただし、外国人の流入への対応によって生じるコストは、必ずしも明確に把握されていない。自治体は、教育や住宅、情報提供、あるいは社会的包摂といった基本的なサービスを維持するため、予算配分の変更を含め、必要に応じて柔軟な取り組みを行っているという。報告書は、外国人の受け入れによる経済的利益は、こうしたサービスに対する需要の拡大に対応する自治体の予算にも還元される必要がある、と述べている<sup>54</sup>。

<sup>51</sup> MAC (2014)は、フェンランド地域の町、ウィズベックにおける外国人労働者に対する搾取の状況を取り上げている。リトアニアとラトヴィアから農業や食品加工に従事する労働者を多く受け入れているウィズベックは、入国当初に英語を学ぶ場所として外国人に認識されているという。また、搾取の対象となっている者や、仕事を失ってホームレス化した者を、地域の非営利組織が支援している状況を紹介している。

<sup>52</sup> イングランド及びウェールズの 500 弱の地方自治体により構成。

<sup>53</sup> Local Government Association (2007)

<sup>54</sup> 地方自治体に対しては、外国人の増加に対応するための補助制度として Migration Impacts Fund が 2009 年に導入され、同年度と 2010 年度について各 350 億ポンドの予算が見込まれていた。この財源として、ビザ申請に際して 1 人当たり 50 ポンドの料金が新たに徴収されることとなった。しかし、同制度はその有効性を理由に、政権交代後ほどなく廃止された。コミュニティ・地方自治省は、むしろ外国人の流入抑制を行う方がより効果的であり、このため政府は 2015 年までに外国人等の純流入数を数万人に削減することを目標としている、と述べている。('Fund to ease impact of immigration scrapped by stealth', The Guardian, 6 August 2010 (<http://www.theguardian.com/uk/2010/aug/06/fund-impact-immigration-scrapped>))



また、内務省の報告書<sup>55</sup>は、イングランドとウェールズの348カ所の自治体に対して、外国人流入による公共サービスの実施への影響について尋ねた結果をまとめている。これによれば、留学生やEEA域外からの専門技術者は、公共サービスや社会的包摂施策に対する需要が平均より低く、影響も小さい。ただし、特定の地域に多くの外国人が流入する場合、全体としての影響は大きい可能性があり、また報告書で扱っていない交通機関やゴミ収集、都市計画に影響することも考えられる。一方、低技能の外国人労働者については、特に好況期には一部の業種に利益をもたらすが、保健、住宅、社会的包摂施策への影響も大きい可能性がある。また、就学ビザなどで入国する不法就労者についても、劣悪な住環境や違法な就労、税の支払い忌避、あるいはコミュニティに溶け込まない（poorly integrate）など、マイナスの影響が大きい傾向にある。難民や難民申請者世帯は、その境遇やニーズの大きさから、他のグループに比べて最も公共サービスへの影響が大きくなりがちな層で、とりわけ保健サービスへの影響が大きいとみられる。

報告書はまた、特に社会的包摂施策に関して、自治体におけるこれまでの外国人の流入状況が影響を左右すると推測している。これまで外国人の受け入れ経験が浅く、近年急激な流入に直面している自治体では、大きな影響を受けているとみられるが、従来から外国人の流入があり、多様な民族により構成される自治体や、外国人と否とを問わず、多様なサービスへのニーズに対応してきた自治体などでは、相対的に影響は小さい可能性が高い、と分析している<sup>56</sup>。

なお、現実の公共サービスの場における外国人の増加の影響については、より断片的な情報による以外にないが、例えば教育サービスについて、教育機関を監督するOfstedが2014年12月に公表した報告書<sup>57</sup>は、シェフィールド（イングランド中部の都市）の複数の初等学校において、英語以外を母語とする「ロマ」（中東欧に多く居住する移動型民族）の子弟の増加への対応が、資金不足により困難になっている状況を指摘している。2011年以前は、Ethnic Minority Achievement Grantという補助制度があり、例えば年度途中に入学した外国人の子弟に対応するための資金を速やかに得ることができたが、同年に予算制度に組み込まれた<sup>58</sup>こと、また予算額自体の減少もあり、対応が難しくなっているという。教育省の統計によれ

<sup>55</sup> Poppleton et al. (2013)

<sup>56</sup> Migration Observatory (2014b)は、センサスデータにより、2001年から2011年の間の地方自治体における外国出生者数や比率の変化について分析しており、この10年間で外国人比率が急速に上昇した自治体と、2011年時点で外国出生者の比率が高い自治体（いずれも上位30カ所）は大半が異なることを明らかにしている。このことから、従来外国人の比率が低かった自治体で、近年急速な増加が生じていると推測される。

<sup>57</sup> Ofsted (2014)

<sup>58</sup> 予算申請では、児童数に応じた予算以外に、外国人への対応の必要性に関して自治体が認める場合、加算を受けることが可能。なお現地メディアによれば、教育省は新たな児童の受け入れのため、自治体に対する支払いに5年間（2010～2015年）で50億ポンドを措置しており、相応の措置が行われていると述べている。

（‘Britain’s schools lack capacity to deal with ‘influx’ of migrant children says Ofsted chief inspector of schools’ The Independent, 30 October 2014

（<http://www.independent.co.uk/news/uk/home-news/britains-schools-lack-capacity-to-deal-with-influx-of-migrant-children-says-ofsted-chief-inspector-of-schools-9827455.html>）



ば、英語以外の言語を母語とする児童の全就学児童に対する比率は全国平均で18%、ただし自治体によっては3割から5割、またロンドンでは7割を超える地域もある<sup>59</sup>。

また、治安への影響をめぐっては、例えばケンブリッジシャーの州警察が2007年に、主に東欧諸国からの外国人の流入による治安の悪化（傷害事件や飲酒運転など）への対応に人員が不足しているとして、政府に増員を求めると現地メディアに対してコメントしている<sup>60</sup>。同警察は同年にまとめたレポート<sup>61</sup>でも、外国人増加の影響により通訳費が多額にのぼっていると報告している。ただし、現在はむしろ外国人労働者（ラトヴィア、リトアニア人など）に対する搾取の問題が顕在化しており、試行的な施策として、こうした外国人を支援する職員を設置している<sup>62</sup>。

### （新たに増加が見込まれる外国人流入の利益とコスト—ケントシャー州の試算）

地方自治体は、外国人受け入れに際してどういった利益・コストに注目しているのか。イングランド南東部のケントシャー州議会（Kentshire County Council）は、2014年からのルーマニア及びブルガリアの労働者に対する就労自由化以降に、両国から想定される外国人の流入に対する経済的利益と財政コストの増加について分析した報告書を2013年に公表している<sup>63</sup>。報告書は、2004年の新規EU加盟国に対する就労自由化の際の外国人の流入状況（各国の人口とイギリスへの流入規模）をもとに、2014年以降5～10年の間に流入・定着するルーマニア人・ブルガリア人を8,600人と試算している。そのうち約7割（6,190人）が就業、1割弱（600人）が求職、また2割（1,810人、児童含む）は経済活動を行わない層と仮定して、分析を行っている<sup>64</sup>。その結果、就業による地域経済への貢献ならびに税収増の合計7,631万ポンドに対して、失業者向けの給付（求職者手当）支給に214万ポンド、児童給付の支給に41万ポンドで、差し引き7,377万ポンドを受け入れによって得られる経済的利益として算出している。一方で、地域における公共サービス（教育の提供が必要な児童の増、救急医療サービスの利用増など）にかかる追加的なコスト312万ポンドを差し引いた7,065万ポンド（一人当たり8,210ポンド）を、両国からの外国人流入による影響として示している（図表1-21参照）。

<sup>59</sup> Department for Education “Schools, pupils and their characteristics: January 2014”

<sup>60</sup> ケンブリッジシャー州警察の首席治安官（Chief Constable）による。（‘Increased immigration boosts knife crime and drink-driving, police chief says’ The Guardian, 19 September 2007  
（<http://www.theguardian.com/uk/2007/sep/19/immigration.immigrationandpublicservices>））

<sup>61</sup> Cambridgeshire Constabulary (2007)

<sup>62</sup> Cambridgeshire Police and Crime Commissioner “Annual Report 2013-14”

<sup>63</sup> Kent County Council (2013)

<sup>64</sup> 失業者や非労働力人口の比率、業種別の就業者の分布等は、両国からの外国人流入の影響に関する全国レベルの推計を行った Rolfe et al. (2013)を参考にしている。

図表1-21 ケントシャー州におけるルーマニア・ブルガリア出身者の流入による  
経済・財政的影響の推計（千ポンド）

<b>経済的影響</b>	
就労、税支払い、経済への貢献の金銭的価値	76,310
求職者手当の受給者拡大	-2,140
児童給付の受給者拡大	-410
①経済的影響計	73,770
<b>地域サービスへの直接的影響</b>	
学校における生徒の増(英語以外が母語の児童の支援含む)	-1,630
健康・発育に問題を抱える児童の支援の増	-200
通訳サービスの需要の増	-270
家庭向けゴミ収集の需要の増	-320
救急医療サービスの利用の増	-1,440
治安維持の需要の増	-220
消防・救命サービスへの需要の増	-360
地域サービスのコスト計	-4,440
カウンスル税の税収増	1,320
②地域サービスの純コスト	-3,120
①+②	70,650

出所：Kent County Council (2013)

## まとめ

イギリスにおける外国人労働者の受け入れは現在、欧州域外・域内の二系統により行われている。域外からは、原則としてスキルを持った労働者を選別して受け入れており、あらかじめ雇用先が確保されていることが前提となる。一方、域内他国からの労働者は、スキルや雇用先の有無にかかわらず入国が可能であり、低賃金・低技能労働に従事する層を多く含む。外国人労働者の受け入れ抑制を掲げる政府の近年の制度改正を反映して、域外からの労働者が減少する一方、域内からの労働者は増加が続いている。

国内では、主に域内からの労働者に対して、社会保障制度や医療サービスを濫用し、公共サービスを圧迫しているといった非難の声も一部で強まっているが、正確な状況は必ずしも把握されていない。特に近年流入している層は、相対的に若く、また教育水準が高い。それにもかかわらず低賃金労働に従事することで、国内労働者による労働供給を望みにくい領域で労働力需要を充足し、人材不足や労働力不足の緩和に貢献している側面がある。社会保障給付や医療などを利用する比率は相対的に低く、少なくとも短期的には、財政にプラスの貢献をしているとの見方が一般的といえる。

ただし、国内の経済や財政、労働市場への影響は、景気の状態に左右されるところが大きい。労働需要が拡大する好景気には、外国人労働者の増加は労働市場で吸収されるが、不況期には低技能職種の仕事をめぐって国内労働者との間に代替効果が生じている可能性がある。代替される国内労働者は、雇用機会だけでなく、スキル向上の機会も失うことになり、結果として国内における恒常的な人材不足の原因となりうる。このため、教育訓練を通じた国内労働者の育成を並行して行うことの重要性が指摘されている。同時に、外国人が多く流入している地方自治体では、公共サービスへの需要の拡大（あるいは新たな需要の発生）を含め、

影響への対応に懸念を感じている状況も窺える。外国人労働者による経済・財政への貢献は、必ずしもこうした対応に要する財源等に還元されない状況にあるとみられる。

加えて、外国人労働者の受け入れによる利益は、数年のうちに縮小することも、複数の研究が指摘するところである。滞在が長期化するにつれて、社会保障給付の受給や、医療をはじめ公共サービスの利用の可能性は高まる（つまり、国内労働者に同化する）とみられている。加えて、近年拡大している低賃金層が、そのまま低所得層として国内に定着する可能性もある。このためイギリスでは、近年の外国人労働者の急速な拡大に関して、短期的な経済・財政への貢献以外により長期的かつ広範な影響に関する評価や対策の検討が、今後ますます重要度を増すと考えられる。

### 【参考資料】

- 労働政策研究・研修機構編（2006）『欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合—独・仏・英・伊・蘭5ヵ国比較調査—』労働政策研究報告書No.59、労働政策研究・研修機構
- 労働政策研究・研修機構編（2013）『諸外国における高度人材を中心とした外国人労働者受入れ政策—デンマーク、フランス、ドイツ、イギリス、EU、アメリカ、韓国、シンガポール比較調査—』資料シリーズNo.114、労働政策研究・研修機構
- Bell, B. and S. Machin (2011) “Impact of migration on crime and victimisation” Migration Advisory Committee
- Campbell, S., J.Cooper, J.Simmons (2014) “Employment and occupational skill levels among UK and foreign nationals” Home Office
- Department for Business, Innovation and Skills (2011) “English for Speakers of Other Languages (ESOL) Equality Impact Assessment”
- Department for Trade and Industry (1998) “Our Competitive Future building the knowledge driven economy”
- Department for Work and Pensions “National Insurance Number Allocations to Adult Overseas Nationals Entering the UK - registrations to March 2013”
- Devlin, C., O.Bolt, D.Patel, D.Harding, I.Hussain (2014a) “Impacts of migration on UK native employment: An analytical review of the evidence” Department for Business, Innovation and Skills and Home Office
- Dustmann, C. and T.Frattini (2013) “The Fiscal Effects of Immigration to the UK”
- Dustmann, C. and T.Frattini (2014) “The Fiscal Effects of Immigration to the UK”
- Dustmann, C., A.Glitz, T.Frattini (2008) “The labour market impact of immigration”
- Dustmann, C., T.Frattini, C.Halls (2013) “Assessing the Fiscal Costs and Benefits of A8 Migration to the UK”
- Ford, R. and A.Heath (2014) “A nation divided? ” in Park,A., C.Bryson and J.Curtice (eds.) “British Social Attitudes: the 31st Report” NatCen Social Research
- George, A., P.Meadows, H.Metcalf, H.Rolfe (2011) “Impact of migration on the consumption of education and children’s services and the consumption of health services, social care and social services” National Institute of Economic and Social Research
- Gott, C. and K.Johnston (2002) “The Migrant Population in the UK: Fiscal Effects” Home Office
- Holland, D., T.Fic, A.Rincon-Aznar, L.Stokes, P.Paluchowski (2011) “Labour mobility within the EU -The impact of enlargement and the functioning of the transitional arrangements” European Commission
- Home Office and Department for Work and Pensions (2013) “Review of the Balance of Competences - Internal Market: Free Movement of Persons”
- Home Office (2001) “Migration: an economic and social analysis”
- Home Office (2007) “Economic and Fiscal Impact of Migration”
- House of Commons Library (2011) “Impacts of Migration”
- House of Commons Library (2014) “Measures to limit migrants’ access to benefits”
- House of Commons Library (2015) “Immigration and asylum: changes made by the Coalition Government 2010 - 2015”
- House of Lords Select Committee on Economic Affairs (2008) “Economic Impact of Immigration”

- Kent County Council (2013) “Potential impact on kent public services of the ending of transitional restrictions on Bulgaria and Romania”
- Lemos, S., and J.Portes (2008) “New Labour? The Impact of Migration from Central and Eastern European Countries on the UK Labour Market”
- Local Government Association (2007) “Estimating the scale and impacts of migration at the local level”
- Lucchino, P., C.Rosazza-Bondibene, J.Portes (2012) “Examining the relationship between immigration and unemployment using National Insurance Number registration data” National Institute of Economic and Social Research
- Manacorda, M., A.Manning, J.Wadsworth (2010) “The Impact of Immigration on the Structure of Wages: Theory and Evidence from Britain”
- Marangozov, R. (2014) “Benign Neglect? Policies to Support Upward Mobility for Immigrants in the United Kingdom”
- Migration Advisory Committee (2012) “Analysis of the Impacts of Migration”
- Migration Advisory Committee (2014) “Migrants in low-skilled work: The growth of EU and non-EU labour in low-skilled jobs and its impact on the UK”
- Migration Observatory (2014a) “Highly Skilled Migration to the UK 2007-2013: Policy Changes, Financial Crises and a Possible ‘Balloon Effect’?”
- Migration Observatory (2014b) “England: Census Profile”
- Migration Watch (2014) “An Assessment of the Fiscal Effects of Immigration to the UK”
- Nathan, M. (2010) “The long term impacts of migration in British cities: Diversity, wages, employment and prices”
- Nickell, S. and J.Saleheen (2008). “The impact of immigration on occupational wages: evidence from Britain”
- Office for Budget Responsibility (2013) “Fiscal Responsibility Report”
- Office for National Statistics (2014) “2011 Census Analysis: Social and Economic Characteristics by Length of Residence of Migrant Populations in England and Wales”
- Ofsted (2014) “Ensuring Roma children achieve in education”
- O’Leary, D. (2008) “A Common Language - Making English work for London” DEMOS
- Paget, A. and N.Stevenson (2014) “On speaking terms - Making ESOL policy work better for migrants and wider society...” DEMOS
- Poppleton, S., K.Hitchcock, K.Lymperopoulou, J.Simmons, R.Gillespie (2013) “Social and public service impacts of international migration at the local level” Home Office
- Rolfe H., T.Fic, M.Lalani, M.Roman, M.Prohaska, L.Doudeva (2013) “Potential impacts on the UK of future migration from Bulgaria and Romania”
- Rowthorn, R. (2014a) “A Note on Dustmann and Frattini’s Estimates of the Fiscal Impact of UK Immigration”
- Rowthorn, R. (2014b) “Large-scale Immigration - Its economic and demographic consequences for the UK” Civitas
- Saggar, S., W.Somerville, R.Ford, M.Sobolewska (2012) “The impacts of migration on social cohesion and integration” Migration Advisory Committee
- Stone, M. (2013) “Plain Assumptions and Unexplained Wizardry Called in Aid of “The Fiscal Effects of Immigration to the UK”” Civitas
- Tsang, F. and C.Rohr (2011) “The impact of migration on transport and congestion”
- Wadsworth, J. (2014) “Immigration, the European Union and the UK Labour Market”

